







以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 渔港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 橋直治君。

### 審査報告書

農用地開発公団法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月二十四日

農林水産委員長 橋直治君

参議院議長 河野謙三殿

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国営干拓事業の進ちよく等にかんがみ、農用地開発公団が行う農畜産物の濃密生産団地建設事業の対象に、国営干拓事業により造成される干拓予定地を加え、また、旧八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、土地の整備に係る費用の賦課徴収、施設等の譲渡対価の徵収等の業務を追加するとともに、八郎潟新農村建設事業団法を廃止して、八郎潟新農村建設事業団を解散することとし、同

事業團の一切の権利及び義務を農用地開発公団に承継させようとするものであつて、妥当な措置と認める。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案に提出する。

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

昭和五十二年三月八日

内閣総理大臣 福田赳氏

る。

第二十条第一項各号別記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、「のすべて」を削り、同項第一号中「低い農用地」の下に「(前条第一項第一号ハ)」を加え、同項第三号中「申出」を「前条第一項第一号イの事業を行つることの適当な干拓予定地」を加え、同項第三号中「申出」を「前条第一項第一号イの事業を行つべき旨の申出」にあつては、「申出」に改め、同項に

べき旨の申出にあつては、「申出」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前条第一項第一号ハの事業を行つべき旨の申出にあつては、その内容が、申出に係る区域で行われる国営干拓事業につき定められた土地改良事業計画からみて適當であること。

第五条第一項第一号イの事業又はこれと併せて行う同号ロ若しくはニの事業に係る事業実施計画(以下「一般地域事業実施計画」という。)を以て、「への事業を除く。」を加え、同号ハ中「イ」の下に「(又はハ)」を加え、同号ハ中「イ」の下に「(又はハ)」を加え、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

八 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十九号)第九十条第三項に規定する事業(以下「国営干拓事業」という。)により造成されるべき干拓地又は埋立地(以下「干拓予定地」という。)における農用地の造成及びこれと併せて行う農用地施設の用に供される土地の造成

に改め、同条第一項中「若しくはロ」を「からハまで」に改め、同条第一項の業務のはか、八郎潟新農村建設事業(旧八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)に基づく旧八郎潟新農村建設事業の業務をいう。)のうち、同法第十九条第一項第一号に規定する土地の整備に係る受益者等に対する費用の賦課徴収並びに同項第四号から第六号までに規定する施設、土地及び機械器具の譲渡しに関する業務を行うこと

に改め、同条第一項中「又は第五号」を「若しくは第五号の業務又は同条第三項に規定する譲渡しに関する」に改める。

第二十六条第一項中「又は第五号」を「若しくは第五号の業務又は同条第三項に規定する譲渡しに関する」に改め、同条第一項中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第一項の業務を行ふことにより新設され、若しくは改良された土地改良

改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に係るものに限る。)を以て、「第十九条第一項第三号」を「同号」に改める。

第二十五条第二項中「災害復旧事業実施計画」を「一般地域事業実施計画」に改める。

第二十二条第二項及び第三項中「事業実施計画」を「一般地域事業実施計画」に、「第十九条第一項第一号イ」を「同号イ」に改め、「(昭和二十四年法律第二百九十五号)」を削る。

第二十五条第二項中「災害復旧事業実施計画」を「災害復旧事業実施計画(第十九条第一項第一号イ又はロの事業を行ふことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に係るものに限る。)」に、「第十九条第一項第三号」を「同号」に改める。

第二十六条第一項中「又は第五号」を「若しくは第五号の業務又は同条第三項に規定する譲渡しに関する」に改め、同条第一項中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第一項の業務を行ふことにより新設され、若しくは改良された土地改良

改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に係るものに限る。)を以て、「第十九条第一項第三号」を「同号」に改める。

第二十七条第一項中「又は第五号」を「若しくは第五号の業務又は同条第三項に規定する譲渡しに関する」に改め、「並びに」を「及び」に改め、同条第一項中「事業参加資格者」の下に「(負担する費用が第十九条

条及び第三十九条の規定は、前項において準用する前条第五項の規定により徴収される金額について準用する。

第二十九条中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項(前条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。(徴収の委任)

第二十九条の二 公団は、政令で定めるところにより、第十九条第二項に規定する費用に係る賦課金並びに同項に規定する譲渡しに係る施設、土地及び機械器具の対価の徴収を地方公共団体



備調査を急ぎ、環境整備事業を早期に実施すること。

一七二

### 第九条第一項第二十九号中「水資源開発公

團及び八郎潟新農村建設事業團」を「及び水資源開発公団」に、「行なう」を「行う」に改める。

### (自治省設置法の一部改正)

#### 第十五条 自治省施設法(昭和二十七年法律第一

百六十一号)の一部を次のように改正する。

#### 第四条第一項中第十六号の四を削り、第十六

号の五を第十六号の四とする。

#### 第十一条第一項第九号の三を削る。

### 審査報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

漁港は、漁業の最も重要な生産基盤であり、漁村住民の生活とも密接な関係をもつ施設である。しかも、漁港の整備は、近年立ち遅れる傾向にあり、激動する漁業情勢に十分対応できない恐れが出てきている。

よつて政府は、その整備を促進するため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 参議院議長 河野 謙三殿

### 衆議院議長 保利 茂

備調査を急ぎ、環境整備事業を早期に実施すること。

右決議する。

備調査を急ぎ、環境整備事業を早期に実施すること。

即応して、水産業の基盤である漁港について、全般的に計画的な整備拡充を行い、その機能の増進と安全性の確保を図り、もつて漁業生産の確保と流通の円滑化及び漁業経営の安定化に資する必要がある。

備調査を急ぎ、環境整備事業を早期に実施すること。

右決議する。

備調査を急ぎ、環境整備事業を早期に実施すること。

右決議する。

備調査を急ぎ、環境整備事業を早期に実施すること。

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号

農用地開発公團法の一部を改正する法律案外一件

															都道府県名	第一種漁港
															漁港名	
															整備を必要とする主な施設	
静	落	本	大	川	木	惠	沙	涌	白	宮	赤	美	蛇	千	濃	泊
狩	部	別	舟	直	汲	元	首	山	元	神	羅	走	瀬	瀬	前	遠
石	(奥)	の	石(奥)	匂	の	國	國	泊	津	浦	羅	棚	志	志	別	北海道
外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設												
外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設												
外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設												
外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設												
外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設												

宮	岩	青															
城	手	森															
大北	門野茂	小蟹磯奥今登	禮	虹	伊	沙	目	大厚桂昆奔相知鰐	禮	虹	伊	沙	目	大厚桂昆奔相知鰐	禮	虹	
	野	舟	武	布	幌	布	田	内	恋	黑	見	達	田	文	外郭施設	係留施設	水域施設
須上	浜	前師渡戸谷田木別	士	浦	戸	森	森	内	恋	黑	見	達	田	文	外郭施設	係留施設	水域施設
			外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設
			外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設
			外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設
			外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設
			外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設
			外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設

昭和五十二年三月三十日 参議院会議録第八号 農用地開発公団法の一部を改正する法律案外一件

山口	鳥取	兵庫	滋賀	三重	静岡	石川	新潟	東京	千葉	福島	山形	吹浦	江の島	松ヶ浜	室戸岬	寄磯
桿	酒津	灘	沖之島	石鏡	地頭方	鹿磯	多田	湯ノ浜	若郷増	富東	太岡	請戸	真野川	外郭施設	係留施設	外郭施設
	外郭施設	係留施設	水域施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	外郭施設	係留施設	外郭施設	係留施設
	係留施設	水域施設	漁港施設用地	漁港施設用地	水域施設	水域施設	漁港施設用地	水域施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	水域施設	漁港施設用地	水域施設	水域施設	水域施設

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 農用地開発公團法の一部を改正する法律案外一件

北海道		都道府県名		漁港名		計		熊本		大分									
登別	札幌	別	別	八戸	鹿島	大分	大分	赤穂	熊本	大分									
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別
外郭施設																			
係留施設																			
水域施設																			
輸送施設																			
漁港施設用地																			

秋田		宮城		岩手		青森		斜里		白糠		沼津		岱		外郭施設		係留施設		水域施設	
八	浦の森	荒浜	闊上	桃の浜	泊浦	長浜	小浜	大船	太田	久喜	北沢	平沢	下野	平野	北金ケ	岩崎	森	里	津	沼	糠
外郭施設																					
係留施設																					
水域施設																					
輸送施設																					
漁港施設用地																					

福 井	石 川	富 山	新 潟	神 奈 川	東 京	千 葉	茨 城	山 形	金 浦
茱 崎	松 高 波 倉	經 黒 田 部	姫 寝 雲 屋	佐 島	坪 田	勝 浦 東 部	外 川	堅 苔 良	外郭施設 係留施設 水域施設
			水 市 高 津	高 水 千 津	市 高 立 振	名 市 立 屋	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	由 沢	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
			高 水 立 屋	高 水 立 屋	市 高 立 屋	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	良	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
外部施設	外部施設	外部施設	外部施設	外部施設	外部施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	良	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	良	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	良	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	良	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	

兵 庫	京 都	三 重	愛 知	靜 岡	日 向	外 郭 施 設
浅 林 諸 板 浜 垂 野 水 屋	伊 茂 川 根	浅 茂 木 江 島 島 島 島	宿 奈 古 曾 乘 島 島 島 島	日 間 賀 浦 島 島 島 島	師 一 幡 豆 色 豆 豆 豆	舞 吉 内 浦 浦 浦 浦
坂 坂 坂 坂 坂 坂 坂 坂	曾 乘 島 島 島 島 島 島	曾 乘 島 島 島 島 島 島	乘 島 島 島 島 島 島 島	曾 乘 島 島 島 島 島 島	曾 乘 島 島 島 島 島 島	曾 乘 島 島 島 島 島 島
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

昭和五十二年三月三十日 参議院会議録第八号 農用地開発公同法の一部を改正する法律案外一件

山口	広島	岡山	鳥取	和歌山	沼島
安下庄	柿木倉美走橋能浦	真下虫鍋津井明	大須御崎	周印簗賀	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
		津井万津	仁伊津	動參堺島崎	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
		津井万津	小津	南島	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地

福岡	高知	愛媛	香川	徳島	
波柄杓津田	野安窪佐津賀見芸	宮豊島窪田	伊吹岐林戸	野玉瀬江島井瀬江島	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
		豊島	瀬戸	大通波瀬江	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
		窪田	戸	宇佐柳岬	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地

昭和五十二年三月二十一日 参議院会議録第八号  
農用地開発公団法の一部を改正する法律案外一件



昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 農用地開発公團法の一部を改正する法律案外一件

石川	新潟	東京	千葉	山形	秋田	宮城	岩手	青森	大齒羅宇能元稻登根
富狼	粟	三阿神	乙片	飛北	鮎島	白佐	小泊	稻呂白	津舞野
來煙	島	浦湊古	浜貝	浦島	川越	糠井	泊	府取白	元舞野
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	外郭施設	係留施設
係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	外郭施設	係留施設

昭和十五年三月三十日 参議院会議録第八号 農用地開発公団法の一部を改正する法律案外一件

なお、本計画の実施に当たつては、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつゝ、彈力的に行うものとする。

橘直治君登壇、拍手

○橋直治君 御報告申上げます。  
まず、農用地開発公団法改正案は、農用地開發公団が国管下拓事業により造成される干拓地においても事業を行うことができるよう、その業務の範囲を拡大するとともに、八郎潟新農村建設事業団を解散し、その残務は農用地開発公団がこれを承継することにしようとするものであります。

計	沖繩	鹿兒島	宮崎	保戸島
六十七港	久波池仲安	坊内手西前大早知之打浜	泊浦	外郭施設
	照部良間良間	熊籠町名	外郭施設	係留施設
	田里外郭施設	外郭施設	水域施設	輸送施設
	外郭施設	外郭施設	水域施設	漁港施設用地
	係留施設	係留施設	輸送施設	輸送施設
	水域施設	水域施設	漁港施設用地	水域施設
	漁港施設用地	漁港施設用地		水域施設

委員会におきましては、八郎潟干拓完工の意義と今後の省農対策、公団事業の対象となる干拓予定地の見通し、公団事業の進捗状況と今後の方、畜産政策、特に価格支持制度等について質疑が行われました。

施しようとするものであります。

委員会におきましては、二百海里時代における漁港整備のあり方、漁村の生活環境整備の必要性、外国漁船の領海侵犯問題等について質疑が行なわれました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案の附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、農用地開発公団法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立】

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求める件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小谷守君。

### 審査報告書

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を國は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### の整備拡充、予防治山の充実に努めるとともに、長期的な観点から、水資源の供給可能量を図りつつ、全国的な水資源の需給に関する総合的かつ基本的な計画を速やかに策定すること。

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和五十二年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を決定することとするとともに、治水事業五箇年計画の対象となる治水事業に適用河川に関する事業を加えようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しないが、治山事業五箇年計画の総投資規模一兆二千億円、治水事業五箇年計画の総投資規模七兆六千三百億円が見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、社会経済の発展に即応し、最近における著しい災害の発生に対処して国土の保全を図るために、治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画の事業実施に當たつては、山地、河川等の災害危険箇所の総点検を踏まえ緊急かつ先行的に

行い、計画の完全達成を期するとともに、両計画における予備費についても積極的な運用を図ること。

二、森林の水源保護、災害の防止及び自然環境の保全等、公益的機能に着目して、保安林

の整備拡充、予防治山の充実に努めるとともに、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・治水両事業の有機的な連けいの強化を圖ること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと講決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小谷 守

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

### 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

に、治山・

それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

### (治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

「治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)」

第一項第三号中「補助金の交付」の下に

「及び同条第二項第一号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で市町村長が

施行するものに係る補助金の交付」を加える。

附則中第二十七項を第二十八項とし、第二十

四項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、

第二十三項の次に次の一項を加える。

24 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第

号)による改正前

の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事

の一部を次のように改正する。

「治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)」

第一項第三号中「補助金の交付」の下に

「及び同条第二項第一号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で市町村長が

施行するものに係る補助金の交付」を加える。

附則中第二十七項を第二十八項とし、第二十

四項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、

第二十三項の次に次の一項を加える。

24 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第

号)による改正前

の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事

を初年度とする治山事業五ヵ年計画及び治水事業五ヵ年計画を策定するとともに、治水事業五ヵ年計画の対象となる治水事業に市町村長が行う準用河川に関する事業を加えようとする等が主な内容であります。

委員会におきましては、現行の治山事業及び治水事業に関する西五ヵ年計画の実績、新五ヵ年計画の投資規模及び整備目標、保安林の整備と土砂害対策、直轄河川を始め、中小河川、準用河川の整備促進、宅地開発と都市河川対策、河川管理体制の拡充強化、水需給の現状と見通し、水源地域対策及び地下水対策、洪水時のダム放流に対する防災対策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に對し、石破二朗君より、自由民主

党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の共同提案による治山事業及び治水事業西五ヵ年計画の完全達成と両事業の有機的な連携、水需給計画の策定、水源地域対策及び地下水対策の充実、地方公共団体に対する国財政援助の強化、河川管理体制等、八項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長安田隆明君。

田隆明君。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長安

田隆明君。

所要の規定の整備を図らうとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う租税の增收見込額は、昭和五

十二年度約七百十億円である。

二、附帯決議

政府は、本法施行に伴い、今後、免稅点の引上げについて十分配意し、また階級定額税率の最高価格帯の見直しを行うなど、経済取引の動向並びに取引規模に適合した税負担を求めることができるよう税率構造の合理化について検討すべきである。

右決議する。

政府は、本法施行に伴い、今後、免稅点の引上げについて十分配意し、また階級定額税率の最高

価格帯の見直しを行うなど、経済取引の動向並びに取引規模に適合した税負担を求めることができ

るよう税率構造の合理化について検討すべきである。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月十七日

参議院議長 河野 謙三殿

印紙税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月十七日

参議院議長 河野 謙三殿

印紙税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月十七日

参議院議長 保利 茂

十五万円

十万円

五万円

五万円

五万円

五万円

五万円

十五万円

十万円

五万円

五万円

五万円

五万円

五万円

十五万円

十万円

五万円

五万円

五万円

五万円

五万円

<p>に改める。</p> <p>別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下のもの 五十万円を超えるもの」を「百円」を「百万円以 下のもの 百円」で、「一億円を超えるもの 二万円」を 「五十円」を「百円」に改める。</p> <p>別表第一第四号の課税標準及び税率欄中「千円以下のもの 千円を超えるもの」を「三千円を超えるもの」に、「五十円」を「百円」に改める。</p> <p>別表第一第五号の課税標準及び税率欄中「五百円を超えるもの」を「三万円以下 五百円を超えるもの」に、「五百円」を「百円」に改める。</p> <p>別表第一第六号及び第七号の課税標準及び税率欄中「二万円」を「二万円」に改める。</p> <p>別表第一第八号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二千円」に改める。</p> <p>別表第一第九号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に改める。</p> <p>別表第一第二十二号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下のもの 五十万円を超えるもの」を「二万円」を「百円」に改める。</p> <p>別表第一第二十三号の課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に改める。</p> <p>別表第一二十四号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に改める。</p> <p>別表第一二十五号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二千円」に改める。</p> <p>別表第一中公企業金融公庫の項の次に次のように加え、南方同胞援護会の項を削る。</p> <p>公害防止事業団</p>
---

<p>号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る。</p> <p>別表第三中公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一号から第三号まで及び第五号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る。</p>
--

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下のもの  
五十万円を超えるもの」を「百円」を「百万円以  
下のもの 百円」で、「一億円を超えるもの 二万円」を  
「五十円」を「百円」に改める。別表第一第四号の課税標準及び税率欄中「千円以下のもの  
千円を超えるもの」を「三千円を超えるもの」に、「五十円」を「百円」に改める。別表第一第五号の課税標準及び税率欄中「五百円を超えるもの」を「三万円以下  
五百円を超えるもの」に、「五百円」を「百円」に改める。

別表第一第六号及び第七号の課税標準及び税率欄中「二万円」を「二万円」に改める。

別表第一第八号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二千円」に改める。

別表第一第九号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に改める。

別表第一第二十二号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下のもの  
五十万円を超えるもの」を「二万円」を「百円」に改める。

別表第一第二十三号の課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に改める。

別表第一二十四号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に改める。

別表第一二十五号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二千円」に改める。

別表第一中公企業金融公庫の項の次に次のように加え、南方同胞援護会の項を削る。

公害防止事業団

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規

定は、昭和五十二年五月一日（以下「適用日」と

いう。）以後に作成される文書について適用し、

適用日前に作成される文書に係る印紙税につい

ては、なお従前の例による。

改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九

条の規定により税印が押されている文書のうち

適用日以後に作成されるもので新法第七条の規

定により算出した印紙税額（以下この項において「旧法の

税額」という。）を超えるものに係る当該新法の

税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額

の納付については、新法第八条から第十一条ま

での規定の例による。

前項の場合において、旧法の規定には、附則

第二項の規定により従前の例によることとされ

る旧法の当該規定を含むものとする。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の

規定により従前の例によることとされる印紙税

に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

前項の場合において、旧法の規定により従前の

例によることとされる印紙税

に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

參議院議長 河野 謙三殿

大蔵委員長 安田 隆明

要領書

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における財政・経済事情等に顧み、登録免

許税について、定額税率を原則として三倍、更

正の登記等につき二倍に引き上げるとともに、

その負担の実情等に顧み、定率税率のうち、所

有権移転に関する仮登記、財團抵当権の設定登

記等につき、その税率を引き上げる等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を図らうとする

もので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の增收見込額は、昭和五

十二年度約二百四十億円である。

登録免許税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月十七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

登録免許税法の一部を改正する法律案

登録免許税法の一部を改正する法律

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の

一部を次のように改正する。

第五条中「添附」を「添付」に改め、同条第六号中



(十一) 同号十四中「五百円」を「三千円」に改め、同号十五中「三千円」を「六千円」に、「六百円」を「千二百円」に改め、同号十六中「五百円」を「千円」に改め、同号十七中「五百円」を「三千円」に改め、同号十八中「五百円」を「四千五百円」に改め、同号十九及び二十中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第十六号中「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号二中「千五百円」を「三千円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「一千円」に改め、同号三中「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号四中「五百円」を「千円」に改め、同号五中「百五十円」を「四百五十円」に改め、同号六中「五百円」を「千五百円」に改め、同号七中「五百円」を「三百円」に、「五百円」を「千円」に改め、同号八中「五百円」を「三千円」に改め、同号九中「五百円」を「三千円」に改め、同号十中「五百円」を「四千五百円」に改め、同号十一中「五百円」を「一千円」に改め、同号十二中「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号十三及び十四中「千五百円」を「三千円」に改め、同号十五及び十六中「五百円」を「千円」に改める。

別表第二第十七号中「五百円」を「千円」に改める。

別表第三第十八号中「五百円」までの規定中「六百円」を「千八百円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「千五百円」に、「千円」を「三千円」に、「一千円」を「一千円」に、「千五百円」を「四千五百円」に改め、同号八の二から十一までの規定中「五百円」を「千円」に、「千五百円」を「四千五百円」に改める。

別表第一第十九号中「本店の所在地においてする登記」の下に「(例に掲げる登記を除く。)」を加え、同号二中「二万円」を「六万円」に改め、同号二〇中「五万円」を「十五万円」に改め、同号二一中「二万円」を「六万円」に改め、同号二二中「一万円」を「三万円」に改め、同号二三中「三万円」を「三十万円」に改め、「九百万円」に、「こえる」を「超える」に、「一万円」を「三万円」に改め、同号二四中「十万円」を「三十万円」に改め、同号二五中「三万円」を「九万円」に改め、同号二六中「二万円」を「六万円」に改め、同号二七中「一万円」を「三万円」に改め、「五千円」を「一万円」に改め、同号二八からタマの規定中「一万円」を「三万円」に改め、同号二九からツまでを削り、同号二〇ネ中「消滅若しくは」を「消滅又は」に改め、「又は登記の更正の登記」を削り、「イからツまで」を「イからタまで」に、「一万円」を「三万円」に改め、同号二一中ネをレとし、同号二二ナ中「一万円」を「二万円」に改め、同号二三中

—ソ登記の更正の登記

申請件數

一件につき二万円

(二) 会社又は相互会社につきその支店の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く。)  
イ (一)からまでに掲げる登記

ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消

(三) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く。)

イ 営業所の設置の登記

ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記

ハ 登記の更正の登記又は登記の抹消

別表第一 第十九号に次のように加える。

(四) 会社又は相互会社につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記(外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする清算に係る登記を含む。)

イ 商法第二百二十三条第一項及び第二項(清算人の登記(同法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定による清算人の登記を除く。)に掲げる登記

ロ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記

ハ 清算の結了の登記

二 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記(これらの登記のうちロに該当するものを除く。)、登記の更正の登記又は登記の抹消

別表第一 第二十号(中「一万円」を「三万円」に、「個人につきその支店の所在地においてする登記を除く。」を次のように改める。)

申請件数	一件につき九千円（申請に係る登記が、(一)ルに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本の金額が一億円以下の会社の申請に係るものである場合には、六千円）
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき九千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき九千円
申請件数	一件につき六千円

別表第一「第二十一号中「一万円」を「三万円」に、「三千円」を「六千円」に改める。

別表第一「第十一号中「六千円」を「一万八千円」に、「三千円」を「六千円」に改める。

「五百円」を「千円」に、「五千円」を「一万五千円」に、「二千円」を「六千円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「一千円」に、「七百円」を「一千百円」に、「二千五百円」を「七千五百円」に、「六千円」を「一万八千円」に、「四千円」を「一万三千円」に改める。

別表第一「第十四号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第一「第十五号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一「第十六号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。

別表第一「第二十七号中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一「第十八号中「附された」を「付された」に、「口のイ」を「口イ」に、「五万円」を「十五万円」

に、「附して行なう」を「付して行なう」に、「一万円」を「三万円」に、「三万円」を「九万円」に、「二万円」を「六万円」に改める。

別表第一「第二十九号中「行なう」を「行う」に、「五千円」を「一万五千円」に改める。

別表第一「第三十号及び第三十一号中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一「第三十三号中「五万円」を「十五万円」に改める。

別表第一「中第三十三号の次に次のように加える。

### 三十三の二 撥発油販売業者の登録

揮発油販売業法第三条(登録)の揮発油販売業者の登録	登録件数	一件につき三万円
---------------------------	------	----------

別表第二中「別表第一 非課税法人の表」を「別表第二 非課税法人の表(第四条 第五条関係)」に改める。

別表第二の農用地開発公団の項中〔昭和四十九年法律第四十三号〕を削る。

別表第三中「別表第三 非課税の登記等の表」を「別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)」に改める。

別表第三中十四の項の次に次のように加える。

十四の二 職業	職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)	職業訓練法第二十四条第一項(職業訓練の認定)の認定に係る職業訓練のための施設の用に直接供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に直接供する土地の権利の取得登記
---------	----------------------	---

別表第三の二十二の項及び二十九の項の第三欄中「業務の範囲」の下に「若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号ハ若しくはニ(業務の範囲)」を加え、「住宅金融公庫からの資金の貸付け」を「住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け(政令で定める貸付けを除く。)」に改め、これらの項の第四欄中「添附」を「添付」に改める。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条に一項を加える改正規定及び別表第一中第三十三号の二を加える改正規定は、揮発油販売業法の施行の日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受けた新法第二条に規定する登記等(以下「登記等」という。)につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課された又は課されるべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

3 昭和五十二年十二月三十一日までに受けた登記等で当該登記等に係る申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。)が同年四月三十日以前に当該登記等に係る新法第八条第一項に規定する登記官署等(以下「登記官署等」という。)に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録免許税法第九条に規定する課税標準及び税率とする。

4 新法第二十二条及び第二十三条第二項の規定は、この法律の施行の日の翌日以後に登記等に係る申請書が登記官署等に提出される場合における当該登記等に係る登録免許税について適用する。

5 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二号中「三百万円」を「九百万円」に改める。

6 前項の規定による改正後の租税特別措置法第八十一条の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受けた同条各号に掲げる事項についての登記につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けたこれら登記につき課された又は課されるべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

別表第一「第四十四号中「五万円」を「十五万円」に改める。

別表第一「第四十五号から第四十七号までの規定中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一「第四十八号中「一万元」を「三万円」に、「五万円」を「十五万円」に改める。

別表第一「第四十九号中「三万円」を「九万円」に改める。

7 挥発油販売業法の一部を次のように改正する。

附則第四条を削り、附則第五条を附則第四条とする。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月二十四日

大蔵委員長 安田 隆明

参議院議長 河野 謙三殿  
衆議院議長 保利 茂  
参議院議長 河野 謙三殿  
昭和五十二年三月十七日

た。

よつて国会法第八十三條により送付する。

三月三十一日を「昭和五十四年三月三十一日」に、  
五百三十円を「六百二十円」に改める。

第八条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を  
「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八条の四第六項を同条第七項とし、同条第五

項中「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」

に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同

条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を

「第一項又は第二項の規定」に、「あたつて」を「當

たつて」に、「同項」を「これらの項」に、「下る」を

「下る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三

項とし、同条第一項中「昭和四十三年」を「昭和五

十年」に、「第三項において」を「第四項において」

に改め、同項の次に次の二項を加える。

第七条第一項及び第四項中「昭和五十一年三月

三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「五

百三十円」を「六百二十円」に改める。

第七条の二の見出し中「ガス製造用原油の免稅

入がこれと同種の物品その他用途が直接競合す

る物品の生産に関する本邦の産業に与える影響

その他の事情を勘案して、前項前段の規定によ

る当該特惠対象物品に係る限度額等の算定に當

たり昭和五十年における当該特惠対象物品の輸

入額等によることを適当としない物品として政

令で定める物品については、同項前段の規定中

「昭和五十年における特惠対象物品の輸入額等」

とあるのは、「昭和四十三年における当該特惠

対象物品の輸入額等に百分の百五十を乗じて得

た額又は数量」として、同項の規定を適用する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 印紙税法の一部を改正する法律案外二件

同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条

第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第

二項とする。

ただし、当該特惠対象物品に係る限度額等の算定に当たり昭和四十三年における当該特惠対象物品の輸入額等に百分の百五十を乗じて得た額又は数量によることとした場合には、当該特惠

対象物品の輸入者がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に著しい影響を与えるおそれがある物品として政令で定める物品については、同項前段の規定中「昭和五十年における特惠対象物品の輸入額等」とあるのは、「昭和四十三年における当該特

惠対象物品の輸入額等」として、同項の規定を適用する。

第九条第一項、第十条第一項第一号及び第十条

の二中、第七条の二第二項を削る。

第十一条第一項中「第七条の二第一項」を削り、

「第七条の二第二項」を「第七条の二第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項を同

条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項中「第七条の二第二項若しくは

第三項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 第十一条第一項において準用する関税

法第六十五条第一項第四号の二（加工等のため輸

出された貨物に係る税關職員の権限）の規定に

よる税關職員の質問に対し答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一

条第一項において準用する同法同条第一項第五

号（製造用原料品等に係る税關職員の権限）の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

者は、五万円以下の罰金に処する。

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号

## 印紙税法の一部を改正する法律案外二件

一九

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 印紙税法の一部を改正する法律案外一件

## 別表第一第三九・〇三号中

(1) ハムケーサングその他これに類する物品(管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。)

(i) ハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

(ii) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの

その他のもの

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。)

(2) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

別表第一第三九・〇七号中

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

(2) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

別表第一第四三・〇一号中「八%」を「五%」に改める。

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

(2) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

別表第一第四四・二七号中

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

(2) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーサングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

二 その他のもの

(1) くん製のもののうち

さけ、ます、にしん(クルベア属の魚)又はたら(ガトゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚)のもの以外のもの

たまねぎ及びいたけ以外のもの

七・五%

一〇%に改める。

たまねぎ及びいたけ

一〇%

に改める。

一〇%に改める。





藤井	丙午君
藤田	正明君
細川	謙吾君
前田	佳都男君
増原	惠吉君
丸茂	重貞君
富田	輝君
望月	邦夫君
矢野	登君
安田	隆明君
山崎	竜男君
山内	一郎君
吉武	恵市君
有田	一寿君
二木	堀内
増田	町村
藤川	宮崎
藤川	最上
藤川	八木
藤川	安井
藤川	吉田
藤川	亘
野末	陳平君

反対者(青色票)氏名

阿具根

登君

赤桐

案納

操君

勝君

青木

九十名

薪次君

西ヶ久保量光君

上田

大塚

片岡

小野

粕谷

片山

神沢

工藤

小谷

久保

栗原

川村

久保

大塚

片岡

小山

甚市君

原田

良平君

照美君

矢追

秀彦君

山田

徹一君

上田

耕一郎君

神谷

信之助君

小巻

敏雄君

立木

洋君

内藤

功君

安武

洋子君

渡辺

武君

木島

則夫君

三治

重信君

和田

春生君

市川

房枝君

下村

泰君

河野

謙三君

安永	英雄君
吉田忠三郎君	
阿部憲一君	
内田善利君	
上林繁次郎君	
小平芳平君	
白木義一郎君	
原田立君	
三木忠雄君	
矢追秀彦君	
山田徹一君	
上田耕一郎君	
神谷信之助君	
小巻敏雄君	
立木洋君	
内藤功君	
安武洋子君	
渡辺武君	
木島則夫君	
三治重信君	
和田春生君	
市川房枝君	
下村泰君	
河野謙三君	

山崎昇君
和田静夫君
相沢静彦君
太田淳夫君
桑名義治君
塙出啓典君
鈴木一弘君
藤原房庭君
峯山昭範君
矢原秀男君
岩間正男君
長高橋邦雄君
小笠原貞子君
河田賢治君
須藤五郎君
塙田大願君
橋本敦君
山中郁子君
柄谷道一君
栗林卓司君
田渕哲也君
青島幸男君
喜屋武真榮君
松岡克由君

○議長(河野謙三君) 次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、地方税法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

長高橋邦雄君。

長

橋

邦

雄

君

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十号末尾に

る不動産で政令で定めるもの又は同項第一号の宅地と併せて造成する土地若しくは同号の宅地の造成が公用若しくは公共の用に供するもの」に改め、同項第九号の三中「又は住宅の用に供する宅地」を「又は同号の宅地」に、「あわせて」を「併せて」に、「住宅の建設若しくは住宅の用に供する宅地」を同項第一号の住宅の建設若しくは同項第二号の宅地」に改める。

第七十三条の六第三項中「地域振興整備公団法第二十二条の二」の下に「及び宅地開発公団法第十八条」を加える。

第七十三条の十四第四項中「農業近代化資金若しくは」を「農業近代化資金」に改め、「利子補給に係る漁業近代化資金」の下に「若しくは林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第三条第一項の規定による政府の助成に係る林業労働安全衛生施設資金」を加え、同条第八項を次のよう改める。

8 都市再開発法第九十一条第一項の規定による補償金又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地整理法第九十四条の規定による清算金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から二年以内に、当該補償金又は清算金を受けた不動産(以下本項において「從前の不動産」という。)に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しても課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあっては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十九条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとす

る。

一 都市再開発法第九十一条第一項の規定によれる補償金で、同法第七十九条第三項若しくは

同法第一百一一条の規定により読み替えられた

物の一部等若しくは建築施設の部分が与えられないよう定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第七

十一条第一項の規定による申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの

同法第七十三条第一項第十六号の権利変換期日

二 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地整理法第九十四条の規定

による清算金で、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第七十六条第三項若しくは同法第九十条第三項の規定により読み替えられた同法第七十六条第三項の規定により施設住宅の一部等若しくは施設

住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を与えないよう定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第七

十四条第三項の規定による申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの

同法第八十三条において準用する土地整理法第八

三条第四項の規定による公告があつた日

第七十三条の十四第九項中「当該貸付金算定の基礎となつた額」を「当該貸付けを受けた額」に改め、同条第十項第二号中「本条」を「本号」に改め、同条第十一項を削る。

第七十三条の二十四第一項第三号中「市街地再

開発組合」の下に「住宅街区整備組合」を加え

る。

第七十八条の見出し中「標準税率」を「税率」に改め、同条第二号中「八百円」を「千円」に改め、同条第三項に後段として次のように加え、同

項を同条第四項とする。

この場合においては、第二項の規定を準用す

る。

第三百四十二条第一項中「五千円」を「五万円」に改める。

第三百四十五条第一項中「左の」を「次の」に

「五千円」を「五万円」に改める。

第三百四十六条第一項中「免かれた」を「免れた」

に、「一万円」を「十万円」に改める。

第三百九十二条第一項第六号中「一時金」の下に

「及び租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額」を

加え、「又は同法」を「又は所得税法」に改める。

第三百九十五条第一項第三号中「七十万円」を

「一百五十円」に、「千円」を「一千二百円」に改め、同項第三項を

「五百五十円」を「二百五十円」に、「五百円」を「七

百五十円」に、「千円」を「一千二百円」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を

加える。

2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率で娛樂施設利用税を課する場合には、当該割合を乗じて得た率」を加え、同項の表

に「五百五十円」を「二百五十円」に、「五百円」を「七

百五十円」に、「千円」を「一千二百円」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を

加える。

第三百十二条第一項の表中「二万四千円」を「八

万円」に、「一万一千円」を「二万四千円」に、「七千

二百円」を「八千円」に改め、同条第二項中「四万

円」を「十三万四千円」に、「二万円」を「四万円」に、「一万一千円」を「一万三千円」に改める。

第三百二十四条の二第一項第六号中「十六万円」を「十八万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十六万円」を「十八万円」に改め、同項第十号中「十九万円」を「二十万円」に改め、同項第十一号中「十七万円」を「十九万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、

同条第二項及び第三項中「十九万円」を「二十万円」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の二中「防爆壁並

びに」を「防爆壁」に、「危害防止のため設置す

る」を「危害防止のために設置する」に改め、「自治

省令で定めるもの」の下に「並びに石油コンビナ

ト等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二

条第九号に規定する特定事業者が公共の危害防止のため設置する流出油等防止堤で自治省令で定めるものを」を加える。

第三百四十九条の三第一項中「家屋(専ら発電又

は送電の用に供する機械器具を収容するものに限



改め、同条第五項及び第八項第二号中「第七号」の下に「若しくは第七百八条の七第一項第二号若しくは第四号」を加え、「都市再開発法第二条第二号」を「都市再開発法第二条第二号」に改め、同項に次の二号を加える。

三 都市再開発法第二条の二第一項の規定による市街地再開発事業によつてされる同法第二条第六号に規定する施設建物で事業所等の用に供するものの新築

四 公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第十八条第二号に規定する施設で、その譲渡による取得につき第七百一条の三十二第二項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築とみなされる取得

五 都市計画法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区で政令で定めるものの区域内における当該高度利用地区に関する都市計画において定める同条第二項第二号ホに規定する項目に適合している建築物で事業所等の用に供するもの的新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

第七百一条の四十一第八項中「第六項」を「第七百一条の四十一第八項中「第六項」とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の二項を加える。

六 都市計画法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区で政令で定めるものの区域内における当該高度利用地区に関する都市計画において定める同条第二項第二号ホに規定する項目に適合している建築物で事業所等の用に供するもの的新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

第七百一条の五十一第一項中「第七百一条の四十一第七項」を「第七百一条の四十一第八項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第七百一条の五十一の二 指定都市等は、事業所

用家屋の譲渡による取得で、第七十三条の二十

七の三第一項の規定の適用がある取得に該当するものに対しでは、新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 指定都市等の長は、事業所用家屋の所有者から前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が眞実であると認められるときは、当該事業所用家屋の譲渡による取得の日から二年以内の期間を以つて、当該事業所用家屋に係る新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 第七百一条の五十第五項から第十項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消し並びに当該新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

4 第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項、第十一項」を「第三百四十九条の三第十一項」に改める。

第五百三条の四第四項中「十五万円」を「十七万円」に改め、同条第十項後段を次のよう改めることとする場合を含む。」とする。

附則第九条の二中「行なう」を「行う」に、「五年」

第七百三十二条第二項中「十年」を「五年」に改め、「百分の一〇」との下に「当該五年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了の日後三年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては百分の一・三」とを加える。

第六百三十二条第二項中「当分の間」を「当該取得が

この場合における第四項の規定の適用については、同項中「世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは、「その世帯に属する国民健康保険の被保険者(世帯主を除く。)」とする。

第七百二十四条第三項中「あわせて」を「合わせて」に改め、同項の表第三百十二条第一項の項中「一万四千円」を「八万円」に、「三万円」を「十万円」に、「一万二千円」を「二万四千円」に、「一万八千円」を「四万四千円」に、「一万五千円」を「三万円」に、「七千二百円」を「八千円」に、「九千円」を「一万円」に改め、同表第三百十二条第一項の項中「十六万円」を「十三万四千円」に、「四万六千円」を「十五万四千円」に、「二万円」を「四万円」に、「二万六千円」を「六万円」に、「二万三千円」を「四万六千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「一万

三千八百円」を「一万五千円」に改める。

附則第八条の見出し中「の縦越控除の特例」を「に係る特例」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

5 都市計画法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第号)の施行の日から昭和五十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の法人の道府県民税及び市町村民税については、第二十条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号中「租税特別措置法第四十二条の三」とあるのは、「租税特別措置法第四十二条の三(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第号)附則第十条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」とする。

6 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十二条又は第二十三条第一項の規定により土地を取得した場合における当該土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十四年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 当該土地の取得が入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第十二条の規定による土地の取得である場合、当該土地に係る同法第十二条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画において定められた同法第二条第二項の入会林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該入会林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)

二 当該土地の取得が入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二十三条第一項の規定による土地の取得である場合、当該土地に係る同法第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において定められた同法第二条第四項の旧慣使用林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)

第七百二十四条第三項中「又は市町村」を加え、「昭和五十二年三月三十一日までに行われた」を「昭和五十五年三月三十一日までに行われた」に改め、同条第三項中「第七十三条の十四第十一項」を「次項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を



合を除き、当該住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあっては、当該住宅のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあっては、当該住宅のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

附則第三十条の二第一項中「昭和五十一年度分及び」を削り、「適合する軽自動車で」を「適合する軽自動車又は同条の規定により昭和五十三年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する軽自動車で、」に改め、同条第二項中「昭和五十一年度分及び」を削る。

附則第三十二条第一項中「昭和五十二年三月三十日までに行なわれた」を「昭和五十四年三月三十日までに行なわれた」に改め、同条第三項中「昭和五十一年四月一日以後」を「昭和五十三年四月一日以後」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三

月三十一日まで 百分の〇・一五（電気自動車にあつては、百分の一）

二 昭和五十三年四月一日から同年八月三十一日（電気自動車にあつては、昭和五十四年三月三十一日）まで 百分の〇・一一五（電気自動車にあつては、百分の一）

附則第三十二条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

附則第三十二条の三中「事業所等」の下に「（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、「増築で」を「増築（同項第六号に規定する増築をいう。以下次項までにおいて同じ。）」に改め、「新増設に係る事業所税」の下に「（第七百一条の三十二第一項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下本条において同じ。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三に次の三項を加える。

2 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の規定による認定を受けた同項の計画（以下本項において「認定計画」という。）に係る事業の転換後の事業及び認定計画に基づく事業の転換のための事業で政令で定めるもの（これらの事業に係る認定計画に基づく事業の転換が昭和五十七年三月三十日までに開始されたものに限る。）の用に供す

月三十一日まで 百分の〇・一五（電気自動車にあつては、百分の一）

二 昭和五十三年四月一日から同年八月三十一日（電気自動車にあつては、昭和五十四年三月三十一日）まで 百分の〇・一一五（電気自動車にあつては、百分の一）

附則第三十二条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

附則第三十二条の三中「事業所等」の下に「（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、「増築で」を「増築（同項第六号に規定する増築をいう。以下次項までにおいて同じ。）」に改め、「新増設に係る事業所税」の下に「（第七百一条の三十二第一項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下本条において同じ。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三に次の三項を加える。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用がある場合における新増設に係る事業所税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条の三の次に次の二条を加える。

附則第三十二条の三の二 第七百一条の三十一第一項に規定する施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに係る新築事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が当該事業の転換が開始された日から同日後政令で定める期間を経過する日（次条第一項において「事業転換完了日」という。）までの間に行われたときに限り、新増設に係る事業所税を課する施設に係るものとの新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに係る新築事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が当該事業の転換が開始された日から同日後政令で定める期間を経過する日（次条第一項において「事業転換完了日」という。）までの間に行われたときに限り、新増設に係る事業所税を課する

ることのできない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

3 前二項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、おいて「事業転換完了日」という。までの間に行わられたときに限り、新増設に係る事業所税を課する

ものとする。

することができる。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

3 前二項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、おいて「事業転換完了日」という。までの間に行わられたときに限り、新増設に係る事業所税を課する

(外)号報

2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用

がある場合における事業に係る事業所税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条の三第一項及び第二項中「第二

十八条の六第一項」を「第二十八条の六第四項に、同条第三項第二号中「第二十八条の六第四項第二号」を「第二十八条の四第四項第二号」に改め

る。

附則第三十五条第三項中「第二十八条の六第二

項第一号」を「第二十八条の四第二項第一号」に改める。

附則第三十七条を削る。

附  
則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第七十八条、第四百八十九条第一項、第四百九十条の二第一項及び第二項並びに第七百条の六第三号の改正規定は同年六月一日から、第一百十四条の四、第一百十四条の五第一項及び第一百一十九条第三項の改正規定は同年

年十月一日から、第七百一条及び第七百一条の二の改正規定は昭和五十三年一月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭

和五十二年度分の個人の道府県民税から適用

し、昭和五十一年度分までの個人の道府県民税について、なお従前の例による。

2 新法第五十二条第一項の規定は、昭和五十二

年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行

日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれららの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

第六条 新法第一百十四条の四、第一百十四条の五第一項及び第一百二十九条第三項の規定は、昭和五

十二年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(鉱区税に関する規定の適用)

第七条 新法第一百八十一条第一項及び新法附則第十

三条の規定は、昭和五十二年度分の鉱区税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべ

き不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十二条第一項及び第二項の規定の規定は、昭和五十一年度分までの個人の市町村民税について適用し、昭和五十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(娛樂施設利用税に関する規定の適用)

新法第七十五条第一項各号に掲げる施設の利用に對して課すべき娛樂施設利用税について適用し、同日前における当該施設の利用に對して課する娛樂施設利用税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百十二条第一項及び第二項の規定による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第六条 新法第一百十三条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十二条第一項及び第二項の規定

は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百十二条第一項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれららの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

(狩猟免許税に関する規定の適用)

新法第一百四十一条第一項及び新法附則第十

三条の規定は、昭和五十二年度分の鉱区税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十二年

度分の固定資産税から適用し、昭和五十一年度

免許税について適用し、施行日前に狩猟免許を受けた者に對して課する狩猟免許税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十二条第一項及び第二項の規定

は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百十二条第一項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれららの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

(狩猟免許税に関する規定の適用)

新法第一百四十一条第一項及び新法附則第十

三条の規定は、昭和五十二年度分の鉱区税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

新法第一百三十一条第一項及び新法附則第十

三条の規定は、昭和五十二年度分の鉱区税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号

地方税法の一部を改正する法律案外一件

分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第十項の規定は、昭和五十二年度以後の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機に用する。

3 改正前的地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十九条の三第十項の規定は、昭和五十一年度以前の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九条の三第一十六項の規定は、昭和五十一年一月二日以後に建設された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和五十二年度分の固定資産税から適用する。

5 旧法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和五十一年一月二日までに建設された同項に規定する家屋及び償却資産に対する固定資産税については、なおその効力を有する。

6 新法附則第十六条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定は、昭和五十一年一月二日以後に新築されたこれらの規定に規定する住宅、貸家住宅又は家屋について昭和五十二年度分の固定資産税から適用する。

7 旧法附則第十六条第一項から第三項まで及び

第五項の規定は、昭和五十一年一月一日までに新築されたこれらの規定に規定する住宅、貸家住宅又は家屋に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第十二条 新法第四百四十五条の二第三項及び第四項の規定は、昭和五十二年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十条の二の規定は、昭和五十一年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

(電気税に関する規定の適用)

第十三条 新法第四百八十九条第一項及び第四百九十条の二第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以後に使用的電気に対して課すべき電気税(特別徴収による電気税)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収による電気税)については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第二号、第五号の三、第十二号の二、第二十二号の四から第二十二号の六まで、第二十八号及び第二十九号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る部分に限る。)は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この項において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税(以下この項において「新增設に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十二年六月一日以後に使用的ガスに対して課すべきガス税(ガス税に関する規定の適用)については、なお従前の例による。

2 新法第四百八十九条の二第二項の規定は、昭和五十二年六月一日以後に使用的ガスに対して課すべきガス税(ガス税に関する規定の適用)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスを受けた者に対して課する入頭税については、なお従前の例による。

スに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税)については、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)については、な

べきであった料金に係るもの)については、な

べきであった料金に係るもの)については、な

お従前の例による。

(入湯税に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百一条の二の規定は、昭和五十三年一月一日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、同日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第十四条 新法第五百八十六条第二項第一号、第五号の三、第十二号の二、第二十二号の四から

第二十二条の六まで、第二十八号及び第二十九号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に係る部分に限る。)は、昭和五十二年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例によ

(事業所税に関する規定の適用)

第十七条 新法第七百一条の三十二第四項、第七百一条の三十四第八項、第七百一条の四十一第一項及び附則第三十二条の三の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この項において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に

対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税(以下この項において「新增設に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第五項及び附則第三十二条の三の二の規定は、施行日以後に終了す

る事業年度分の法人の事業及び昭和五十二年以後の年分の個人の事業に対して課すべき新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税(以下この項において「事業に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の

年分の個人の事業に対し課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

新法第七百一条の五十一の二の規定は、施行日以後に担保の目的で家屋の全部又は一部を譲渡する場合における当該家屋の全部又は一部の譲渡による取得に對して課すべき新增設に係る事業所税について適用する。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十八条 新法第七百二条第二項の規定並びに新法附則第十五条第十五項及び第十六項の規定(都市計画税に関する部分に限る。)は、昭和五十二年度分の都市計画税から適用し、昭和五十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十九条 新法第七百三条の四第四項及び第十項の規定は、昭和五十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する規定の適用)

第二十条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の都民税又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

第二十一条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の都民税又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

第二十二条 新法附則第三十二条第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

和五十一年度分の自動車税については、なおその効力を有する。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第二十二条 新法附則第三十二条第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十二条第三項の規定は、施行日前に行われた自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なおその効力を有する。

(附則に関する規定の適用)

第二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十五条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項を次のように改める。

4 变電所又は送電施設の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかるわらず、同項の価格(償却資産においては、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度間に限り、当該償却資産を地方税法第三百四十九条の三第一項の償却資産と、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度を同項の当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度とみなす)の申告書に係るものに限る。の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかるわらず、その法人の当該申告書に係る都民税と納付した、又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

第二十二条 旧法附則第十二条の三の規定は、昭

和五十一年度分の自動車税については、なおその効力を有する。

百四十九条の三第一項の当該償却資産の価格とみなした場合において、同項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額の十分の五の額とする。

第四条第五項中「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間につては、同項の価格の十分の一。」を削る。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(次項において「新交納付金法」という。)第四条第四項の規定は、昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用し、昭和五十二年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第四条第五項の規定は、昭和五十年四月一日以後に建設された新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産について昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

3 前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改める。

第四条第四項を次のように改める。

4 变電所又は送電施設の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかるわらず、同項の価格(償却資産においては、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度間に限り、当該償却資産を地方税法第三百四十九条の三第一項の償却資産と、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度を同項の当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度とみなす)の申告書に係るものに限る。の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかるわらず、その法人の当該申告書に係る都民税と納付した、又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

と、前条第二項の固定資産の価格を同法第三百四十九条の三第一項の当該償却資産の価格とみなした場合において、同項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額の十分の五の額とする。

第四条第五項中「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間につては、同項の価格の十分の一。」を削る。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(次項において「新交納付金法」という。)第四条第四項の規定は、昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用し、昭和五十二年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第四条第五項の規定は、昭和五十年四月一日以後に建設された新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産について昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

3 前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改める。

第四条第四項を次のように改める。

4 变電所又は送電施設の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかるわらず、同項の価格(償却資産においては、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度間に限り、当該償却資産を地方税法第三百四十九条の三第一項の償却資産と、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度を同項の当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度とみなす)の申告書に係るものに限る。の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかるわらず、その法人の当該申告書に係る都民税と納付した、又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

と、前条第二項の固定資産の価格を同法第三百四十九条の三第一項の当該償却資産の価格とみなした場合において、同項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額の十分の五の額とする。

第四条第五項中「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間につては、同項の価格の十分の一。」を削る。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案)

第五条第一項中「左に」を「次に」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号を第五号とし、「なおつた」を「治つた」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 傷病給付(協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する廃疾に対する給付)

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

〔高橋邦雄君登壇、拍手〕

○高橋邦雄君 大だいま議題となりました二法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、地方財政の実情を勘案しつつ、地方税負担の軽減合理化を図るため、個人住民税の各種所得控除の額の引き上げ、料理飲食等消費税、地方税源の充実強化等を図る見地から、法人住民税の均等割りの税率の引き上げ、入浴税並びに入湯税について、それぞれの税率の引き上げを行なうほか、

不動産取得税、固定資産税、電気税等の非課税措置や課税標準の特例措置等について、整理合理化を行う等の改正をしようとするものであります。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案は、警察官の職務に協力援助した者に対する災害給付として、負傷または疾病が治つてしない場合の廃疾に対する傷病給付を新たに設けようとするものであります。

両案についての委員会における質疑は会議録に譲ることを御了承願います。

両案の質疑を終わり、地方税法の一部を改正する法律案を議題としたところ、野口系眞より、日本社会党、公明党、日本共产党、第1院クラブの共同提案として修正案が提出されました。

修正案は、個人住民税について各種所得控除の額をもとに示され、道府県民税の所得割り税率を五段階の超過累進税率とする。法人住民税の法人税割り税率を引き上げる、個人事業税の事業主控除の額をもとに示され、産業用電気税の非課税措置を廃止する、利子・配当所得に対する住民税の総合課税及び法人事業税の外形標準課税が昭和五十三年度から実施であるよう必要な措置が講ぜられるぐあらのふかわる」という内容のものであります。

記論に入りましたといふ、日本社会党を代表して小山委員、公明党を代表して阿部委員、日本共产党を代表して神谷委員から、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して後藤委員から、修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられ、採決いたしました結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決され、本案は原案となり可決すべしとの決定いたしました。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は、全会一致をもつて原案となり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案に対しては、地方自治体の自主財源を充実するための国・地方間の税源の再分配、住民税及び中小法人の税負担の軽減、都市税源の充実等九項目の附帯決議を行つております。

○議長(河野謙三郎) 以上御報告いたしました。

まず、地方税法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

○議長(河野謙三郎) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(河野謙三郎) 満半数に満たぬより、本案は可決されねつた。

○議長(河野謙三郎) 本案は可決されねつた。

#### 予算総則

第1条 昭和52年度取支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵收する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約(以下「普通契約」という。)については420円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という。)については710円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,820円、7,810円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,310円、3,905円とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徵收する受信料の月額は、特別措置として普通契約330円、カラー契約610円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ3,630円、6,710円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,815円、3,355円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此此流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができる。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

放送法第二十七条第一項の規定に基いて、承認を求めるの件  
右は本院において承認をねじとを議決した。  
よつて国会法第八十三条によつて付へる。  
昭和五十二年三月十七日

参議院議長 沢野 謙三郎

衆議院議長 保利 茂



映させるとともに、受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、国内放送番組審議会の充実、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、國際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行う。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が國放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

## 2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に100億3,200万円、演奏所の整備に2億1,000万円、放送設備の整備に64億5,200万円、研究設備の整備等に41億600万円、総額208億円をもつて施行する。

(1) テレビジョン放送網計画

ソ局の建設を完成し、120地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、900施設を設置する。

また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

## 3 ラジオ放送網計画

超短波放送局5局の建設を完成し、5局の建設に着手するとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応して、必要な整備を進めるほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、10億4,800万円である。

## 4 演奏所整備計画

老朽狭隘な地方放送会館整備のための調査等を行う。

これに要する経費は、2億1,000万円である。

## 5 放送設備整備計画

老朽の著しい専用取扱機器、中継放送用機器の更新整備等を行う。

これに要する経費は、64億5,200万円である。

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行うほか、業務の効率化た

めの機器の整備、宿舎の整備等を行う。

これらに要する経費は、41億600万円である。

## 3 事業運営計画

(1) 要員及び給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、前年度どおり総員を16,580人とする。

これに要する給与は、総額701億1,743万5千円である。

## (2) 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組の向上刷新に努め、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組の充実強化を図る。なお、教育テレビジョンのカラー放送時間は、4時間増加し、全放送番組のカラー化を年度内に完了する。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、前年度に新設した午後6時台のローカル時間帯を中心に、地域社会の生活に密着した番組の充実刷新を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、聴取者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行ふ。また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心編成し、ローカル放送番組のステレオ化完了等聴取者の意向にこたえて刷新を行う。

放送番組に対する視聴者の意向の反映については、国内放送番組審議会の充実等の諸施策を推進し、また、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、340億1,106万2千円である。すなわち、番組制作に305億3,529万1千円、番組の編成企画その他に34億7,577万1千円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対応し、効率的な保守運用を行ふ。

これに要する経費は、119億3,191万5千円である。

ウ 通信施設関係については、沖縄県宮古、八重山地区に対する海底ケーブル回線が前年度に開通したこと等により、前年度46億8,353万円に対し、2億7,600万3千円の増額となり、総額49億5,958万3千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度443億9,734万1千円に対し、65億521万9千円の増額となり、総額509億256万円である。

## (3) 國際放送

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度11億4,555万円に対し、1億3,597万8千円の増額となり、総額8,152万8千円である。

## (4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した

営業活動を大都市を重点に積極的に推進して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化し、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度 234 億 7,435 万 5 千円に対し、30 億 9,413 万 6 千円の増額となり、総額 265 億 6,849 万 1 千円である。すなわち、広報に 7 億 5,444 万 5 千円、受信改善に 13 億 3,712 万 6 千円、契約取扱に 208 億 5,592 万円、未収受信料欠損額却費に 41 億 2,100 万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るために、番組面において、番組視聴状況調査並びに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、放送衛星に関する開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 21 億 3,538 万 1 千円に対し、3 億 322 万 4 千円の増額となり、総額 24 億 3,860 万 5 千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 208 億 3,750 万 5 千円に対し、32 億 6,023 万 2 千円の増額となり、総額 240 億 9,773 万 7 千円である。すなわち、一般管理に 21 億 568 万 7 千円、施設の維持管理に 33 億 9,33 万 9 千円、職員の厚生保健に 107 億 7,339 万 3 千円、退職手当その他に 78 億 2,331 万 8 千円である。

(7) 減価却費、財務費及び予備費

減価却費 150 億 9,000 万円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 39 億 703 万 5 千円及び予備費 20 億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等 2 億 1,335 万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金については、債務償還に充当するほか、翌年度以降の收支均衡を図り、財政を安定させるための財源として、前年度に引き続き、その使用を繰り延べる。

事業収支差金は、137 億 3,200 万円であり、債務償還のための事業収支差金受入れ計上額は、117 億 2,200 万円であり、翌年度以降総延額は、20 億 1,000 万円である。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 52 年度	昭和 51 年度	増 減
年度 初頭 契約者 数	3,943,000	3,843,000	△ 500,000
年 度 内 新規 契約者 数	550,000	630,000	△ 80,000
年 度 内 解 約 者 数	950,000	1,130,000	△ 180,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	▲ 400,000	△ 500,000	100,000

区 分	昭和 52 年度	昭和 51 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	458,000	439,000	19,000
年 度 内 新規 免 除 者 数	42,000	47,000	5,000
年 度 内 解 約 者 数	25,000	28,000	3,000
年 度 内 增 加 免 除 者 数	17,000	19,000	2,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 52 年度	昭和 51 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	23,118,000	22,118,000	1,000,000
年 度 内 新規 免 除 者 数	2,520,000	2,380,000	130,000
年 度 内 解 約 者 数	1,420,000	1,390,000	30,000
年 度 内 増 加 免 除 者 数	1,100,000	1,000,000	100,000

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和 52 年度	昭和 51 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	193,000	145,000	48,000
年 度 内 新規 免 除 者 数	54,000	56,000	△ 2,000
年 度 内 解 約 者 数	8,000	8,000	0
年 度 内 増 加 免 除 者 数	46,000	48,000	△ 2,000

(参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 52 年度	昭和 51 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	62,000	71,000	△ 9,000
年 度 内 新規 契 約 者 数	3,000	4,000	△ 1,000
年 度 内 解 約 者 数	10,000	13,000	△ 3,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	△ 7,000	△ 9,000	2,000

## イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 52 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	5,140	5,070	70
年 度 内 新 規 免 除 者 数	60	70	-10
年 度 内 解 約 者 数	0	0	0
年 度 内 增 加 免 除 者 数	60	70	+10

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 52 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	137,000	119,000	-18,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	28,000	30,000	+2,000
年 度 内 解 約 者 数	13,000	12,000	-1,000
年 度 内 增 加 契 約 者 数	15,000	18,000	+3,000

## (参考2) 有料契約者見込数

区 分	昭 和 52 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	410	380	-30
年 度 内 新 規 免 除 者 数	40	30	-10
年 度 内 解 約 者 数	0	0	0
年 度 内 增 加 免 除 者 数	40	30	-10

控除した受信料収納額 1,978 億 7,85 万円を予定する。  
放送債券については、40 億円発行による入金額 39 億 8,000 万円、長期借入金については、11 億円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入 6 億 2,055 万 5 千円、受入利息等収入 39 億 2,479 万 2 千円、固定資産完却収入 2 億 5,020 万円、放送債券償還積立資産のもどし入れ 20 億 3,000 万円、受信料前受金その他の入金 51 億 4,597 万 1 千円を見込む。

以上により入金額は、総額 2,148 億 5,936 万 8 千円である。

## 3 出金の部

事業経費 1,707 億 3,535 万 6 千円、建設経費 208 億円、放送債券の償還 24 億円、長期借入金の返還 94 億円、支払利息等の経費 36 億 7,080 万 9 千円、放送債券償還積立資産への繰入れ 19 億 5,200 万円、予備費 20 億円、有価証券購入、その他の出金 35 億 8,560 万 4 千円を合わせて出金額は、総額 2,145 億 4,376 万 9 千円である。

(参考) 資金の需要及び調整の 4 半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第 1・4 半期	第 2・4 半期	第 3・4 半期	第 4・4 半期	合 計
1. 前期末資金有高	8,000,000	8,220,265	8,258,476	8,305,863	-
2. 入 受 放 送 借 入 金 料 券 収 入	46,024,604	42,804,390	56,171,239	52,807,617	197,892,368
放 送 借 入 金 収 入	0	0	3,980,000	0	3,980,000
長 交 付 金 収 入	138,488	139,044	201,203	141,820	620,555
雜 固定資産償還積立	479,751	1,481,565	479,035	1,483,841	3,924,792
放送債券償還積立	7,500	7,500	203,700	31,500	250,200
資産もどし入れ	0	0	0	0	0
前受金その他の入金	3,259,657	330,788	717,905	837,621	5,145,971
3. 出 事 業 経 費 還 送 債 券 債 金	49,689,735	44,745,076	62,786,295	57,322,663	214,543,769
事 業 経 費 還 送 債 券 債 金	44,307,808	37,186,693	51,948,143	37,292,712	170,735,356
放 送 債 券 債 金	4,241,661	5,613,110	5,947,664	4,997,555	20,860,000
放 送 債 券 債 金	30,000	120,000	730,000	1,520,000	2,400,000
長 期 借 入 金 返 送	0	0	0	0	0
支 払 利 息 等 の 経 費	524,662	1,325,273	660,488	1,160,386	3,670,809
放 送 債 券 債 金	0	0	0	1,952,000	1,952,000
資 産 繰 入 金	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000
予 備 費	85,604	0	3,000,000	500,000	3,585,604
有 価 証 券 購 入 そ の 他 の 出 金	0	0	0	0	-
4. 期 末 資 金 有 高	8,220,265	8,238,476	8,305,863	8,315,599	-

## 1 資金計画の概要

昭和 52 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額 2,148 億 5,936 万 8 千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額 2,145 億 4,376 万 9 千円をもつて実施する。

## 2 人金の部

受信料については、受信料収入予算 2,060 億 4,984 万 4 千円から年度内に収納に至らないものを

日本放送協会昭和52年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和52年度收支  
予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和52年2月

日本放送協会昭和52年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適  
当と認めるが、事業計画等の実施に当たつては、特に、下記の点に配意すべしである。

記

1 放送に対する国民の要望が高度化し、かつ、多様化つつある現状において、協会は、放送の果たすべき役割を十分認識の上、国民の期待にこたえる放送を行うよう一層の努力を傾けるべきである。

2 協会は、放送番組の向上、業務の運営等に関し、聴取者の意向を積極的に吸収し、反映するよう努めるべきである。

3 最近、受信料の増加及び普通契約からカラー契約への移行がほぼ限界に達しつつあるため、今後受信料の収入増は多くを期待できない状態にある。このため、協会は、経営の効率化、経費の節減を更に徹底し、極力受信者の負担増を免さないよう努めるとともに、長期的展望に立った経営の在り方について検討を行うべきである。

4 協会の財政の基盤である受信料について、近年収納不能額が急激に増加しつつあることは、収入の確保及び負担の公平の観点から重大な問題であると考える。

協会は、受信料の確実、かつ、円滑な収納を確保するため、効果的な方策を講じるべきである。

5 テレビジョン放送の難視聴解消の実施に当たつては、より効率的にこれを促進するよう努めるべきである。

なお、本件より、収支余は全部一致をもつた。  
八百田とおどる内閣決議を付するにいたしました。  
ゴトニ内閣決議を付す。(拍手)  
○議長(河野謙二郎) これより採決をいたしました。  
本件を承認するに付しに賛成の諸君の起立を求め  
ます。  
〔鼓掌〕

○議長(河野謙二郎) 総員起立の説明をよろしくおこなうに付しに承認するに付しに決しました。  
〔鼓掌〕

〔議長(河野謙二郎)〕の「総員起立の説明をよろしくおこなうに付しに承認するに付しに決しました。」  
〔議長(河野謙二郎)〕の「総員起立の説明をよろしくおこなうに付しに承認するに付しに決しました。」

43

日本五十年二月十一日 参議院本議院第八号 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件 議事日程追加の件 所得税法の一部を改正する法律案外一件 一一〇九

別表第四 紙与所得の源泉徴収税額表(月額表) (第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未 滿	税 額								税 額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	
67,000	67,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
68,000	68,000	170	0	0	0	0	0	0	5,500	
69,000	69,000	270	0	0	0	0	0	0	5,600	
70,000	70,000	370	0	0	0	0	0	0	5,700	
71,000	71,000	470	0	0	0	0	0	0	5,700	
72,000	72,000	570	0	0	0	0	0	0	5,800	
73,000	73,000	670	0	0	0	0	0	0	5,800	
74,000	74,000	770	0	0	0	0	0	0	5,900	
75,000	75,000	870	0	0	0	0	0	0	6,000	
76,000	76,000	970	0	0	0	0	0	0	6,000	
77,000	77,000	1,070	0	0	0	0	0	0	6,100	
78,000	78,000	1,170	0	0	0	0	0	0	6,200	
79,000	79,000	1,270	0	0	0	0	0	0	6,200	
80,000	80,000	1,370	0	0	0	0	0	0	6,300	
81,000	81,000	1,470	0	0	0	0	0	0	6,400	
82,000	82,000	1,570	0	0	0	0	0	0	6,400	
83,000	83,000	1,670	0	0	0	0	0	0	6,500	
84,000	84,000	1,770	0	0	0	0	0	0	6,600	
85,000	85,000	1,870	0	0	0	0	0	0	6,600	
86,000	86,000	1,970	0	0	0	0	0	0	6,700	
87,000	87,000	2,070	0	0	0	0	0	0	6,800	
88,000	88,000	2,170	0	0	0	0	0	0	6,800	
89,000	89,000	2,270	0	0	0	0	0	0	6,900	
90,000	90,000	2,370	0	0	0	0	0	0	7,100	
91,000	91,000	2,470	0	0	0	0	0	0	7,200	
92,000	92,000	2,570	150	0	0	0	0	0	7,400	
93,000	93,000	2,670	250	0	0	0	0	0	7,500	
94,000	94,000	2,770	350	0	0	0	0	0	7,600	
95,000	95,000	2,870	450	0	0	0	0	0	7,800	
96,000	96,000	2,970	550	0	0	0	0	0	7,900	
97,000	97,000	3,070	650	0	0	0	0	0	8,100	
98,000	98,000	3,170	750	0	0	0	0	0	8,200	
99,000	99,000	3,270	850	0	0	0	0	0	8,400	
101,000	101,000	3,420	1,000	0	0	0	0	0	8,500	
103,000	103,000	3,620	1,200	0	0	0	0	0	9,300	
105,000	105,000	3,820	1,400	0	0	0	0	0	9,600	
107,000	107,000	3,940	1,530	0	0	0	0	0	9,900	
109,000	109,000	4,060	1,650	0	0	0	0	0	10,300	
111,000	111,000	4,180	1,770	0	0	0	0	0	10,700	
113,000	113,000	4,300	1,890	0	0	0	0	0	11,100	
115,000	115,000	4,420	2,010	0	0	0	0	0	11,500	
117,000	117,000	4,540	2,130	0	0	0	0	0	11,800	
119,000	119,000	4,660	2,250	0	0	0	0	0	12,200	
121,000	121,000	4,780	2,370	0	0	0	0	0	12,600	
123,000	123,000	4,900	2,490	0	0	0	0	0	13,000	
125,000	125,000	5,030	2,610	190	0	0	0	0	13,400	

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未 満	税 额								
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
125,000	127,000	5,180	2,740	320	0	0	0	0	13,800	
127,000	129,000	5,350	2,880	460	0	0	0	0	14,200	
129,000	131,000	5,520	3,020	600	0	0	0	0	14,600	
131,000	133,000	5,690	3,160	740	0	0	0	0	14,900	
133,000	135,000	5,860	3,300	880	0	0	0	0	15,400	
135,000	137,000	6,020	3,440	1,020	0	0	0	0	15,800	
137,000	139,000	6,190	3,580	1,160	0	0	0	0	16,200	
139,000	141,000	6,360	3,720	1,300	0	0	0	0	16,600	
141,000	143,000	6,530	3,860	1,440	0	0	0	0	17,100	
143,000	145,000	6,700	4,000	1,580	0	0	0	0	17,500	
145,000	147,000	6,860	4,140	1,720	0	0	0	0	17,900	
147,000	149,000	7,030	4,280	1,860	0	0	0	0	18,300	
149,000	151,000	7,200	4,420	2,000	0	0	0	0	18,800	
151,000	153,000	7,370	4,560	2,140	0	0	0	0	0	
153,000	155,000	7,540	4,700	2,280	0	0	0	0	0	
155,000	157,000	7,700	4,840	2,420	0	0	0	0	0	
157,000	159,000	7,870	4,980	2,560	140	0	0	0	0	
159,000	161,000	8,040	5,140	2,700	280	0	0	0	0	
161,000	163,000	8,210	5,310	2,840	420	0	0	0	0	
163,000	165,000	8,380	5,480	2,980	560	0	0	0	0	
165,000	167,000	8,540	5,640	3,120	700	0	0	0	0	
167,000	169,000	8,710	5,810	3,260	840	0	0	0	0	
169,000	171,000	8,880	5,980	3,400	980	0	0	0	0	
171,000	173,000	9,050	6,150	3,540	1,120	0	0	0	0	
173,000	175,000	9,220	6,320	3,680	1,260	0	0	0	0	
175,000	177,000	9,380	6,480	3,820	1,400	0	0	0	0	
177,000	179,000	9,550	6,650	3,960	1,540	0	0	0	0	
179,000	181,000	9,720	6,820	4,100	1,680	0	0	0	0	
181,000	183,000	9,890	6,990	4,240	1,820	0	0	0	0	
183,000	185,000	10,060	7,160	4,380	1,960	0	0	0	0	
185,000	187,000	10,220	7,320	4,520	2,100	0	0	0	0	
187,000	189,000	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0	0	
189,000	191,000	10,560	7,660	4,800	2,380	0	0	0	0	
191,000	193,000	10,730	7,830	4,940	2,520	110	0	0	0	
193,000	195,000	10,900	8,000	5,100	2,660	250	0	0	0	
195,000	197,000	11,070	8,160	5,260	2,800	390	0	0	0	
197,000	199,000	11,270	8,330	5,430	2,940	530	0	0	0	
199,000	201,000	11,470	8,500	5,600	3,080	670	0	0	0	
201,000	203,000	11,660	8,670	5,770	3,220	810	0	0	0	
203,000	205,000	11,860	8,840	5,940	3,360	950	0	0	0	
205,000	207,000	12,050	9,000	6,100	3,500	1,090	0	0	0	
207,000	209,000	12,250	9,170	6,270	3,640	1,230	0	0	0	
209,000	211,000	12,450	9,340	6,440	3,780	1,370	0	0	0	
211,000	213,000	12,640	9,510	6,610	3,920	1,510	0	0	0	
213,000	215,000	12,840	9,680	6,780	4,060	1,650	0	0	0	
215,000	217,000	13,030	9,840	6,940	4,200	1,790	0	0	0	
217,000	219,000	13,230	10,010	7,110	4,340	1,930	0	0	0	
219,000	221,000	13,430	10,180	7,280	4,480	2,070	0	0	0	
221,000	224,000	13,670	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0	
224,000	227,000	13,970	10,640	7,740	4,870	2,450	0	0	0	

18,800円に、そ  
の月の社会保  
険料控除後の給  
与等の金額のうち  
150,000円を超  
える金額の45%  
に相当する金額  
を加算した金額

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以上	未 滿	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	税 額	
227,000	230,000	14,260	10,890	7,990	5,090	2,660	240	0	0		
230,000	233,000	14,550	11,170	8,250	5,350	2,870	450	0	0		
233,000	236,000	14,850	11,460	8,500	5,600	3,080	660	0	0		
236,000	239,000	15,140	11,760	8,750	5,850	3,290	870	0	0		
239,000	242,000	15,440	12,050	9,000	6,100	3,500	1,080	0	0		
242,000	245,000	15,730	12,350	9,250	6,350	3,710	1,290	0	0		
245,000	248,000	16,020	12,640	9,510	6,610	3,920	1,500	0	0		
248,000	251,000	16,320	12,930	9,760	6,860	4,130	1,710	0	0		
251,000	254,000	16,650	13,260	10,040	7,140	4,370	1,950	0	0		
254,000	257,000	16,980	13,600	10,330	7,430	4,610	2,190	0	0		
257,000	260,000	17,320	13,940	10,620	7,720	4,850	2,430	0	0		
260,000	263,000	17,650	14,270	10,900	8,000	5,100	2,670	250	0		
263,000	266,000	17,990	14,610	11,220	8,290	5,390	2,910	490	0		
266,000	269,000	18,370	14,940	11,560	8,580	5,680	3,150	730	0		
269,000	272,000	18,760	15,280	11,900	8,870	5,970	3,390	970	0		
272,000	275,000	19,140	15,620	12,230	9,160	6,260	3,630	1,210	0		
275,000	278,000	19,530	15,950	12,570	9,440	6,540	3,870	1,450	0		
278,000	281,000	19,910	16,290	12,900	9,730	6,830	4,110	1,690	0		
281,000	284,000	20,290	16,620	13,240	10,020	7,120	4,350	1,930	0		
284,000	287,000	20,680	16,960	13,580	10,310	7,410	4,590	2,170	0		
287,000	290,000	21,060	17,300	13,910	10,600	7,700	4,830	2,410	0		
290,000	293,000	21,450	17,630	14,250	10,880	7,980	5,080	2,650	240		
293,000	296,000	21,830	17,970	14,580	11,200	8,270	5,370	2,890	480		
296,000	299,000	22,210	18,350	14,920	11,540	8,560	5,660	3,130	720		
299,000	302,000	22,600	18,730	15,260	11,870	8,850	5,950	3,370	960		
302,000	305,000	22,980	19,110	15,590	12,210	9,140	6,240	3,610	1,200		
305,000	308,000	23,370	19,500	15,930	12,540	9,420	6,520	3,850	1,440		
308,000	311,000	23,750	19,880	16,260	12,880	9,710	6,810	4,090	1,680		
311,000	314,000	24,130	20,270	16,600	13,220	10,000	7,100	4,330	1,920		
314,000	317,000	24,520	20,650	16,940	13,550	10,290	7,390	4,570	2,160		
317,000	320,000	24,900	21,030	17,270	13,890	10,580	7,680	4,810	2,400		
320,000	323,000	25,290	21,420	17,610	14,220	10,860	7,960	5,060	2,640		
323,000	326,000	25,670	21,800	17,940	14,560	11,180	8,250	5,350	2,880		
326,000	329,000	26,060	22,190	18,320	14,900	11,510	8,540	5,640	3,120		
329,000	332,000	26,490	22,570	18,700	15,230	11,850	8,830	5,930	3,360		
332,000	335,000	26,920	22,950	19,090	15,570	12,190	9,120	6,220	3,600		
335,000	338,000	27,360	23,340	19,470	15,900	12,520	9,400	6,500	3,840		
338,000	341,000	27,790	23,720	19,860	16,240	12,860	9,690	6,790	4,080		
341,000	344,000	28,220	24,110	20,240	16,580	13,190	9,980	7,080	4,320		
344,000	347,000	28,650	24,490	20,620	16,910	13,530	10,270	7,370	4,560		
347,000	350,000	29,080	24,870	21,010	17,250	13,870	10,560	7,660	4,800		
350,000	353,000	29,520	25,260	21,390	17,580	14,200	10,840	7,940	5,040		
353,000	356,000	29,950	25,640	21,780	17,920	14,540	11,150	8,230	5,330		
356,000	359,000	30,380	26,030	22,160	18,290	14,870	11,490	8,520	5,620		
359,000	362,000	30,810	26,460	22,540	18,680	15,210	11,830	8,810	5,910		
362,000	365,000	31,240	26,890	22,930	19,060	15,550	12,160	9,100	6,200		
365,000	368,000	31,680	27,330	23,310	19,450	15,880	12,500	9,380	6,480		
368,000	371,000	32,110	27,760	23,700	19,830	16,220	12,830	9,670	6,770		
371,000	374,000	32,540	28,190	24,080	20,210	16,550	13,170	9,960	7,060		
374,000	377,000	32,970	28,620	24,460	20,600	16,890	13,510	10,250	7,350		

昭和五十二年三月二十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙																																	
	扶 養 親 族 等 の 数																																										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人																																			
以上 未 滿	税 額									税 額																																	
円 円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 冪	円 円 円 冪	円 冪																																	
377,000 380,000 33,400 29,050 24,850 20,980 17,230 13,840 10,540 7,640	380,000 383,000 33,840 29,490 25,230 21,370 17,560 14,180 10,820 7,920	383,000 386,000 34,270 29,920 25,620 21,750 17,900 14,510 11,130 8,210	386,000 389,000 34,700 30,350 26,000 22,130 18,270 14,850 11,470 8,500	389,000 392,000 35,150 30,780 26,430 22,520 18,650 15,190 11,800 8,790	392,000 395,000 35,660 31,210 26,860 22,900 19,030 15,520 12,140 9,080	395,000 398,000 36,160 31,650 27,300 23,290 19,420 15,860 12,470 9,360	398,000 401,000 36,670 32,080 27,730 23,670 19,800 16,190 12,810 9,650	401,000 404,000 37,170 32,510 28,160 24,050 20,190 16,530 13,150 9,940	404,000 407,000 37,670 32,940 28,590 24,440 20,570 16,870 13,480 10,230	407,000 410,000 38,180 33,370 29,020 24,820 20,950 17,200 13,820 10,520	410,000 413,000 38,680 33,810 29,460 25,210 21,340 17,540 14,150 10,800	413,000 416,000 39,190 34,240 29,890 25,590 21,720 17,870 14,490 11,110	416,000 419,000 39,690 34,670 30,320 25,970 22,110 18,240 14,830 11,440	419,000 422,000 40,190 35,120 30,750 26,400 22,490 18,620 15,160 11,780	422,000 425,000 40,700 35,620 31,180 26,830 22,870 19,010 15,500 12,110	425,000 428,000 41,200 36,130 31,620 27,270 23,260 19,390 15,830 12,450	428,000 431,000 41,710 36,630 32,050 27,700 23,640 19,780 16,170 12,790	431,000 434,000 42,210 37,130 32,480 28,130 24,030 20,160 16,510 13,120	434,000 437,000 42,710 37,640 32,910 28,560 24,410 20,540 16,840 13,460	437,000 440,000 43,220 38,140 33,340 28,990 24,790 20,930 17,180 13,790	440,000 443,000 43,720 38,650 33,780 29,430 25,180 21,310 17,510 14,130	443,000 446,000 44,230 39,150 34,210 29,860 25,560 21,700 17,850 14,470	446,000 449,000 44,730 39,650 34,640 30,290 25,950 22,080 18,210 14,800	449,000 452,000 45,230 40,160 35,080 30,720 26,370 22,460 18,600 15,140	452,000 455,000 45,740 40,660 35,590 31,150 26,800 22,850 18,980 15,470	455,000 458,000 46,240 41,170 36,090 31,590 27,240 23,230 19,360 15,810	458,000 461,000 46,750 41,670 36,600 32,020 27,670 23,620 19,750 16,150	461,000 464,000 47,250 42,170 37,100 32,450 28,100 24,000 20,130 16,480	464,000 467,000 47,750 42,680 37,600 32,880 28,530 24,380 20,520 16,820	467,000 470,000 48,260 43,180 38,110 33,310 28,960 24,770 20,900 17,150	470,000 473,000 48,760 43,690 38,610 33,750 29,400 25,150 21,280 17,490	473,000 476,000 49,270 44,190 39,120 34,180 29,830 25,540 21,670 17,830	476,000 479,000 49,770 44,690 39,620 34,610 30,260 25,920 22,050 18,190	479,000 482,000 50,270 45,200 40,120 35,050 30,690 26,340 22,440 18,570	482,000 485,000 50,780 45,700 40,630 35,550 31,120 26,770 22,820 18,950	485,000 488,000 51,280 46,210 41,130 36,060 31,560 27,210 23,200 19,340	488,000 491,000 51,790 46,710 41,640 36,560 31,990 27,640 23,590 19,720	491,000 494,000 52,290 47,210 42,140 37,060 32,420 28,070 23,970 20,110	494,000 497,000 52,840 47,720 42,640 37,570 32,850 28,500 24,360 20,490	497,000 500,000 53,410 48,220 43,150 38,070 33,280 28,930 24,740 20,870	500,000円	53,700 48,470 43,400 38,320 33,500 29,150 24,930 -21,070 176,300円	176,300円に その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち も500,000円を 超える金額の60 %に相当する金 額を加算した金 額
500,000円を超 590,000円に満た ない金額	500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額																																										

昭和五十二年三月三十一日

## 所得税法の一部を改正する法律案外一件

一一四

(五)

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙							
	扶養親族等の数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人								
以上	未満	税額								税額						
2,900,000円	円	1,072,200	円	1,066,970	円	1,061,900	円	1,056,820	円	1,052,000	円	1,047,650	円	1,043,430	円	1,039,570
2,900,000円を超える金額	2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額															
3,830,000円	円	1,583,700	円	1,578,470	円	1,573,400	円	1,568,320	円	1,563,500	円	1,559,150	円	1,554,930	円	1,551,070
3,830,000円を超える金額	3,830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち3,830,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額															
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額						

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(-) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (-) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 紙与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数									乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人					
以上	未 滿	税 額									税 額		
	円 2,200 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
2,200	2,250	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0		
2,250	2,300	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,300	2,350	15	0	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,350	2,400	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,400	2,450	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,450	2,500	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,500	2,550	35	0	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,550	2,600	40	0	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,600	2,650	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0		
2,650	2,700	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0		
2,700	2,750	55	0	0	0	0	0	0	0	210	0		
2,750	2,800	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0		
2,800	2,850	65	0	0	0	0	0	0	0	220	0		
2,850	2,900	70	0	0	0	0	0	0	0	220	0		
2,900	2,950	75	0	0	0	0	0	0	0	230	0		
2,950	3,000	80	0	0	0	0	0	0	0	230	0		
3,000	3,050	85	0	0	0	0	0	0	0	240	0		
3,050	3,100	90	5	0	0	0	0	0	0	250	0		
3,100	3,150	95	10	0	0	0	0	0	0	260	0		
3,150	3,200	100	15	0	0	0	0	0	0	260	0		
3,200	3,250	105	20	0	0	0	0	0	0	270	0		
3,250	3,300	110	25	0	0	0	0	0	0	280	0		
3,300	3,400	115	35	0	0	0	0	0	0	280	0		
3,400	3,500	125	45	0	0	0	0	0	0	320	0		
3,500	3,600	130	50	0	0	0	0	0	0	330	0		
3,600	3,700	140	55	0	0	0	0	0	0	350	0		
3,700	3,800	145	65	0	0	0	0	0	0	370	0		
3,800	3,900	150	70	0	0	0	0	0	0	390	0		
3,900	4,000	155	75	0	0	0	0	0	0	410	0		
4,000	4,100	160	80	0	0	0	0	0	0	430	0		
4,100	4,200	170	85	5	0	0	0	0	0	450	0		
4,200	4,300	175	95	15	0	0	0	0	0	470	0		
4,300	4,400	185	100	20	0	0	0	0	0	490	0		
4,400	4,500	195	110	30	0	0	0	0	0	500	0		
4,500	4,600	200	115	35	0	0	0	0	0	530	0		
4,600	4,700	210	120	40	0	0	0	0	0	550	0		
4,700	4,800	220	130	50	0	0	0	0	0	570	0		
4,800	4,900	225	135	55	0	0	0	0	0	590	0		
4,900	5,000	235	145	65	0	0	0	0	0	610	0		
5,000	5,100	245	150	70	0	0	0	0	0	630	0		
5,100	5,200	250	155	75	0	0	0	0	0	630 円に その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 5,000 円を超える 金額の 45% に相当する 金額を加算	0		
5,200	5,300	260	165	85	5	0	0	0	0	0	0		
5,300	5,400	270	170	90	10	0	0	0	0	0	0		
5,400	5,500	275	180	100	15	0	0	0	0	0	0		
5,500	5,600	285	190	105	25	0	0	0	0	0	0		

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数									乙	丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
	以上	未 滿	税 額								
5,600	5,700	295	195	110	30	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	300	205	120	40	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	310	215	125	45	0	0	0	0	0	0
5,900	6,000	320	220	135	50	0	0	0	0	0	0
6,000	6,100	325	230	140	60	0	0	0	0	0	0
6,100	6,200	335	240	145	65	0	0	0	0	0	0
6,200	6,300	345	245	155	75	0	0	0	0	0	0
6,300	6,400	350	255	160	80	0	0	0	0	0	0
6,400	6,500	360	265	165	85	5	0	0	0	0	0
6,500	6,600	370	270	175	95	15	0	0	0	0	0
6,600	6,700	380	280	185	100	20	0	0	0	0	0
6,700	6,800	390	290	190	110	25	0	0	0	0	0
6,800	6,900	400	295	200	115	35	0	0	0	0	0
6,900	7,000	410	305	210	120	40	0	0	0	0	0
7,000	7,100	420	315	220	130	50	0	0	0	0	0
7,100	7,200	430	325	225	135	55	0	0	0	0	0
7,200	7,300	440	330	235	145	60	0	0	0	0	7
7,300	7,400	450	340	245	150	70	0	0	0	0	14
7,400	7,500	460	350	250	155	75	0	0	0	0	21
7,500	7,600	470	355	260	165	85	5	0	0	0	28
7,600	7,700	480	365	270	170	90	10	0	0	0	35
7,700	7,800	490	375	275	180	95	15	0	0	0	42
7,800	7,900	500	385	285	190	105	25	0	0	0	49
7,900	8,000	505	395	295	195	110	30	0	0	0	56
8,000	8,100	515	405	300	205	120	40	0	0	0	63
8,100	8,200	525	415	310	215	125	45	0	0	0	70
8,200	8,300	535	425	320	220	130	50	0	0	0	77
8,300	8,400	545	435	325	230	140	60	0	0	0	84
8,400	8,500	560	445	335	240	150	65	0	0	0	91
8,500	8,600	570	455	345	250	155	75	0	0	0	98
8,600	8,700	580	470	355	260	165	85	0	0	0	105
8,700	8,800	590	480	365	270	170	90	10	0	0	112
8,800	8,900	605	490	375	280	180	100	20	0	0	119
8,900	9,000	615	500	390	290	190	105	25	0	0	126
9,000	9,100	630	510	400	295	200	115	35	0	0	133
9,100	9,200	640	525	410	305	210	125	40	0	0	140
9,200	9,300	655	535	420	315	220	130	50	0	0	147
9,300	9,400	665	545	435	325	230	140	60	0	0	154
9,400	9,500	680	555	445	335	240	145	65	0	0	161
9,500	9,600	695	570	455	345	250	155	75	0	0	168
9,600	9,700	705	580	465	355	260	165	80	0	0	175
9,700	9,800	720	590	480	365	270	170	90	10	0	182
9,800	9,900	730	600	490	375	280	180	100	20	0	189
9,900	10,000	745	615	500	390	285	190	105	25	0	196
10,000	10,100	755	630	510	400	295	200	115	35	0	203
10,100	10,200	770	640	525	410	305	210	120	40	0	210
10,200	10,300	785	655	535	420	315	220	130	50	0	217
10,300	10,400	795	665	545	430	325	230	140	60	0	224
10,400	10,500	810	680	555	445	335	240	145	65	0	232
10,500	10,600	820	690	570	455	345	250	155	75	0	241

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号

所得税法の一部を改正する法律案外一件

二一八

## (三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	以上	甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙		
		0 人 1 人 2 人 3 人 4 人 5 人 6 人 7 人											
		未 滿	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	税 額	税 額		
10,600	10,700	835	705	580	465	355	260	160	80		249		
10,700	10,800	845	720	590	475	365	265	170	90		258		
10,800	10,900	860	730	600	490	375	275	180	100		266		
10,900	11,000	870	745	615	500	385	285	190	105		274		
11,000	11,100	885	755	625	510	400	295	200	115		283		
11,100	11,200	900	770	640	520	410	305	210	120		291		
11,200	11,300	915	780	655	535	420	315	220	130		300		
11,300	11,400	930	795	665	545	430	325	230	140		308		
11,400	11,500	945	805	680	555	445	335	240	145		317		
11,500	11,600	960	820	690	565	455	345	245	155		326		
11,600	11,700	975	835	705	580	465	355	255	160		336		
11,700	11,800	985	845	715	590	475	365	265	170		346		
11,800	11,900	1,000	860	730	600	490	375	275	180		355		
11,900	12,000	1,015	870	740	615	500	385	285	190		365		
12,000	12,100	1,030	885	755	625	510	395	295	200		374		
12,100	12,200	1,045	900	770	640	520	410	305	210		384		
12,200	12,300	1,060	915	780	650	530	420	315	220		394		
12,300	12,400	1,075	930	795	665	545	430	325	225		403		
12,400	12,500	1,090	945	805	675	555	440	335	235		413		
12,500	12,600	1,105	960	820	690	565	455	345	245		422		
12,600	12,700	1,115	970	830	705	575	465	355	255		432		
12,700	12,800	1,130	985	845	715	590	475	360	265		442		
12,800	12,900	1,145	1,000	855	730	600	485	375	275		451		
12,900	13,000	1,160	1,015	870	740	610	500	385	285		461		
13,000	13,100	1,175	1,030	885	755	625	510	395	295		470		
13,100	13,200	1,195	1,045	900	765	640	520	405	305		480		
13,200	13,300	1,210	1,060	915	780	650	530	420	315		490		
13,300	13,400	1,225	1,075	930	790	665	545	430	325		499		
13,400	13,500	1,245	1,085	940	805	675	555	440	335		510		
13,500	13,600	1,260	1,100	955	820	690	565	450	345		521		
13,600	13,700	1,275	1,115	970	830	700	575	465	350		533		
13,700	13,800	1,295	1,130	985	845	715	585	475	360		544		
13,800	13,900	1,310	1,145	1,000	855	730	600	485	375		555		
13,900	14,000	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	385		566		
14,000	14,100	1,345	1,175	1,030	885	755	625	510	395		577		
14,100	14,200	1,360	1,190	1,045	900	765	635	520	405		589		
14,200	14,300	1,380	1,210	1,055	910	780	650	530	420		600		
14,300	14,400	1,395	1,225	1,070	925	790	665	540	430		611		
14,400	14,500	1,410	1,240	1,085	940	805	675	555	440		622		
14,500	14,600	1,430	1,260	1,100	955	815	690	565	450		633		
14,600	14,700	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575	465		645		
14,700	14,800	1,460	1,290	1,130	985	845	715	585	475		656		
14,800	14,900	1,480	1,310	1,145	1,000	855	725	600	485		667		
14,900	15,000	1,495	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495		678		
15,000	15,100	1,510	1,345	1,175	1,025	880	750	625	505		689		
15,100	15,200	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	520		701		
15,200	15,300	1,545	1,375	1,205	1,055	910	780	650	530		712		
15,300	15,400	1,565	1,395	1,225	1,070	925	790	660	540		723		
15,400	15,500	1,580	1,410	1,240	1,085	940	805	675	550		734		
15,500	15,600	1,595	1,425	1,260	1,100	955	815	685	565		745		

昭和五十二年三月二十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以上未満	税 税額								税額	税額		
円 15,600	円 15,700	円 1,615	円 1,445	円 1,275	円 1,115	円 970	円 830	円 700	円 575	円 757		
15,700	15,800	1,630	1,460	1,290	1,130	985	840	715	585	768		
15,800	15,900	1,645	1,475	1,310	1,145	1,000	855	725	595	779		
15,900	16,000	1,665	1,495	1,325	1,155	1,010	865	740	610	790		
16,000	16,100	1,680	1,510	1,340	1,170	1,025	880	750	620	801		
16,100	16,200	1,695	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	813		
16,200	16,300	1,715	1,545	1,375	1,205	1,055	910	775	650	824		
16,300	16,400	1,730	1,560	1,390	1,225	1,070	925	790	660	837		
16,400	16,500	1,745	1,580	1,410	1,240	1,085	940	800	675	850		
16,500	16,600	1,765	1,595	1,425	1,255	1,100	955	815	685	862		
16,600	16,700	1,785	1,610	1,440	1,275	1,115	970	830	700	875		
16,700円		1,795	1,620	1,450	1,280	1,120	975	835	705	888		
16,700円を超える金額	16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								5,900円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額	888円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額		
19,500円に満たない金額	19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								1,224円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額	1,224円		
19,500円	円 2,410	円 2,235	円 2,065	円 1,895	円 1,735	円 1,590	円 1,450	円 1,320				
19,500円を超える金額	19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								1,224円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額	1,224円		
22,500円に満たない金額	22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,644円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額	1,644円		
22,500円	円 3,160	円 2,985	円 2,815	円 2,645	円 2,485	円 2,340	円 2,200	円 2,070				
22,500円を超える金額	22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,644円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額	1,644円		
25,500円	円 3,970	円 3,795	円 3,625	円 3,455	円 3,295	円 3,150	円 3,010	円 2,880				
25,500円を超える金額	25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								2,184円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額	2,184円		
28,500円に満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の34%に相当する金額を加算した金額											

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一性

(五)

昭和五十二年三月三十日 参議院会議録第八号

所得税法の一部を改正する法律案外一件

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
127,500円	円 52,720	円 52,545	円 52,375	円 52,205	円 52,045	円 51,900	円 51,760	円 51,630				
127,500円を超える金額	127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額											
	扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額								従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額)が、その求める税額である。

(2) 日雇労務者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

等 の 数								乙	
4人		5人		6人		7人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除 後 の 給 与 等 の 金 額									
以上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
146 千円未満		173 千円未満		196 千円未満		219 千円未満			
146	161	173	188	196	213	219	238		
161	179	188	206	213	232	238	258		
179	204	206	223	232	251	258	279		
204	252	223	278	251	304	279	330		
252	318	278	343	304	364	330	381	152 千円未満	
318	370	343	387	364	405	381	422		
370	409	387	425	405	443	422	462		
409	448	425	466	443	485	462	505		
448	493	466	514	485	536	505	558		
493	550	514	573	536	595	558	616	152	241
550	601	573	624	595	648	616	671		
601	656	624	678	648	700	671	722		
656	704	678	725	700	747	722	769		
704	754	725	777	747	800	769	823		
754	819	777	841	800	863	823	885	241	351
819	916	841	939	863	962	885	985		
916	1,044	939	1,066	962	1,089	985	1,111		
1,044	1,203	1,066	1,224	1,089	1,246	1,111	1,268	351	466
1,203	1,452	1,224	1,476	1,246	1,500	1,268	1,524		
1,452	1,691	1,476	1,713	1,500	1,735	1,524	1,757	466	830
1,691	2,195	1,713	2,215	1,735	2,235	1,757	2,254		
2,195	2,988	2,215	3,011	2,235	3,034	2,254	3,057	830	1,109
2,988	4,528	3,011	4,550	3,034	4,571	3,057	4,592	1,109	1,669
4,528	6,203	4,550	6,224	4,571	6,246	4,592	6,268	1,669	2,243
6,203 千円以上		6,224 千円以上		6,246 千円以上		6,268 千円以上		2,243 千円以上	

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

险料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該労働学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

昭和五十二年三月三十一日 参議院会議録第八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

賞 金 乗 き 率 %	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	千円 49	千円未満	千円 67	千円未満	千円 93	千円未満	千円 120	千円未満		
2	49	52	67	72	93	103	120	132		
4	52	56	72	80	103	114	132	147		
6	56	60	80	141	114	172	147	189		
8	60	65	141	203	172	218	189	232		
10	65	231	203	246	218	268	232	293		
12	231	282	246	305	268	329	293	353		
14	282	342	305	360	329	376	353	392		
16	342	381	360	398	376	414	392	431		
18	381	427	398	442	414	458	431	475		
20	427	469	442	486	458	504	475	527		
22	469	514	486	536	504	557	527	579		
24	514	567	536	590	557	612	579	634		
26	567	619	590	640	612	661	634	682		
28	619	663	640	686	661	709	682	731		
30	663	726	686	749	709	773	731	797		
32	726	823	749	847	773	870	797	893		
35	823	954	847	977	870	999	893	1,022		
38	954	1,115	977	1,137	999	1,159	1,022	1,181		
41	1,115	1,356	1,137	1,380	1,159	1,404	1,181	1,428		
44	1,356	1,604	1,380	1,626	1,404	1,648	1,428	1,669		
47	1,604	2,117	1,626	2,137	1,648	2,156	1,669	2,176		
50	2,117	2,895	2,137	2,918	2,156	2,941	2,176	2,964		
55	2,895	4,444	2,918	4,465	2,941	4,486	2,964	4,507		
60	4,444	6,115	4,465	6,137	4,486	6,159	4,507	6,181		
65	6,115千円以上		6,137千円以上		6,159千円以上		6,181千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(4)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(2) (1)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に該当する勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合)

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(4) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合(即ち、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によると、該当する行の該当する率を用いて税額を計算する。)

(5) (4)から(5)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合(即ち、該当する行の該当する率を用いて税額を計算する。)

(6) (5)から(6)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合(即ち、該当する行の該当する率を用いて税額を計算する。)

別表第七十「7,690,000」、「7,660,000」、「1,674,600」、「1,664,400」に改め、同表の備考Ⅰ中「200,000円」を「230,000円」、「280,000円」、「310,000円」に改め、同表の備考Ⅲ中「第八十四条第一項及び第二項(扶養控除)の規定による」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表の備考Ⅳ中「第八十四条第一項及び第二項の規定による」を削り、「並びに」を「及び」に改め。

### 附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置の原則)

第一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」といふ。)の規定は、昭和五十一年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

### (昭和五十一年分の所得税に係る予定納稅基準額の計算の特例)

第三条 居住者の昭和五十一年分の所得税については、新法第四百四条第一項(予定納稅額の納付)に規定する予定納稅基準額(以下「予定納稅基準額」といふ。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第一号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和五十一年分の課稅総所得金額に係る所得税の額(当該課稅総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に

該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第四百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第七百七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徵収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものと除く。)を控除した金額

- 1 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課稅総所得金額(昭和五十一年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課稅)の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課稅総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課稅総所得金額等」といふ。)と「該課稅総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表により求めた率
- 2 昭和五十一年分の課稅総所得金額等が千五百万円以上である居住者の昭和五十一年分の所得税に係る予定納稅基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から一万五千円(その者の昭和五十一年

分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八

十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族がある場合には、当該金額にこれらの者一人につき一万五千円を加算した金額によるものとする。

3 昭和五十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和五十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第四条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第

四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき新法第八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」といいう。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第八十条(年末調整)の規定並びに新法別表第七及び同表の付表は、昭和五十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第一百九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第五条 施行日前に昭和五十二年分の所得税につき旧法第一百一十七条(年の中途中で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による

申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第八十一条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同一項目の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當をする日(同日前にその充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

昭和五十二年三月二十一日

参議院会議録第八号

所得税法の一部を改正する法律案外一件

一一六

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十二年三月二十五日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 保利 茂

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案  
租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案  
(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改定する。

目次中「第九条の二」を「第九条」に、「第八十一条の五」を「第八十八条の四」に改める。

第三条第一項及び第二項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「支払を受けるべきもの」を「支払を受けるべき当該利子所得で政令で定めるもの」に、「百分の二十五」を「百分の三十五」に改める。

第三条の二に次の二項を加える。

3 第一項に規定する利子所得に係る所得税法第二百一十五条の規定の特例については、政令で定める。

第三条の三の見出し中「源泉徴収税率の軽減等」を「受領者の告知等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受けれる利子所得」を「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得」(第三条第一項の規定の適用を受けるもの及び)に、「除く。次項において同じ。」の支払を受ける者を除く)を有する居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国

族等の数									
4人		5人		6人		7人以上			
税総所得金額等									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	652千円未満	千円	682千円未満	千円	712千円未満	千円	742千円未満	千円	900
				682	820	790	940	900	1,060
652	850	820	1,000	940	1,150	1,150	1,060	1,460	
850	1,100	1,000	1,460	1,150	1,660	1,660	1,460	2,050	
1,100	1,760	1,460	2,250	1,660	2,770	2,770	2,050	3,400	
1,760	4,380	2,250	5,380	2,770	6,400	6,400	3,400	7,570	
4,380	7,770	5,380	9,320	6,400	10,960	10,960	7,570	12,660	
7,770	15,000	9,320	15,000	10,960	15,000	15,000	12,660	15,000	

附則別表 昭和52年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和51年分 の課税総所 得金額等に 係る所得税 の額に乘ず べき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 51 年 分 の 課							
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0 %	532 千円未満		562 千円未満		592 千円未満		622 千円未満	900
70								
75								
80							622	900
85								
90		562	700	592	1,000	900	1,460	
95	532	700	700	1,460	1,000	2,250	1,460	3,400
97	700	1,260	1,460	2,670	2,250	4,380	3,400	5,780
99	1,260	15,000	2,670	15,000	4,380	15,000	5,780	15,000

(注)

(一) この表は、昭和51年分の課税総所得金額等が1,500万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 「昭和51年分の課税総所得金額等」とは、附則第三条第一項第二号（昭和五十二年分の所得税に係る予定納税法第百八十二条又は第二百三十三条に規定する百分の二十の税率を）に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「当該利子所得」を「前項の規定の適用を受ける利子所得（国内に恒久的施設を有する外国法人の所得税法の施行地において行う事業に属せられないものとして政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項において「事業帰属利子所得」という。）に「当該所得税が所得税法」を「当該所得税（国内に恒久的施設を有する外国法人に係るものについては、その者が支払を受ける事業帰属利子所得に係るものに限る。）が同法」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 国内に恒久的施設を有する非居住者は、その支払を受ける第一項に規定する利子所得でこれらの者の所得税法の施行地において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものにつき第三項の規定により徴収された所得税で前項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額があることとなつた場合には、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長に対し、その額に相当する所得税の還付を請求することができる。

6 第三条の三第六項及び第七項を次のように改める。

6 所得税法第百四十二条第二項の規定は、前項の規定による還付の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは、「租税特別措置法第三条の三第五項に規定する源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額」と読み

替えるものとする。

7 所得税法第百四十二条第三項の規定は、前項において準用する同条第二項の規定による還付金につき國税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二条」とあるのは、「租税特別措置法第三条の三第五項」と読み替えるものとする。第三条の三第八項を削り、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「の規定の適用を受ける」に規定するに、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四条の見出し中「少額国債」を「少額公債」に改め、同条第一項中「国債で政令で定めるもの」を「国債及び地方債で政令で定めるもの(以下この項において「公債」という。)」に、「その国債」を「その公債」に、「他の国債」を「他の公債」に改める。

第七条の二中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項及び第二項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第八条の三の見出し中「源泉徴収税率の軽減等」を「受領者の告知等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受けけるもの(前条第一項の規定の適用を受けるものと同様)」を「前項の規定の適用を受けるもの(前条第一項の規定の適用を受ける者)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第三項中「前項の規定の適用を受けるもの(前条第一項の規定の適用を受ける者)」を「前項の規定の適用を受けるもの(前条第一項の規定の適用を受ける者)」に改め、同項を同条第三項とする。

5 国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人は、その支払を受ける第一項に規定する配当所得でこれらの者の所得税法の施行地において行う事業につき第三項の規定により徴収された所得税で前項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額があることとなつた場合には、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長に対し、その額に相当する所得税の還付を請求することができる。

6 所得税法第百四十二条第二項の規定は、前項の規定による還付の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは、「租税特別措置法第八条の三第五項に規定する源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額」と読み替えるものとする。

7 所得税法第百四十二条第三項の規定は、前項において準用する同条第二項の規定による還付金につき國税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二条」とあるのは、「租税特別措置法第八条の三第五項」と読み替えるものとする。

第八条の四第一項及び第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第三項から第八項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第九項」を「第三条の三第八項」に、「それぞれ準用する」を「準用する」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

第八条の五に次の二項を加える。

3 第一項に規定する配当所得に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

第九条を削り、第九条の二を第九条とする。

第十条第二項中「電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるもの」を含む」を削る。

第十一条第一項中「第十一号」を「第九号」に改め、同項の表の第一号中「二分の一」を「三分の一」に改め、同表の第四号中「高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス」を「石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第一号に規定する石油等」に改め、同表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同表の第十号中「第五十六条の九第一項に規定する」を削り、同号を同表の第八号とし、同表中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第十三条第一項、第十三条の二第一項第一号、第十四条第一項及び第十六条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第十九条第一項中「百分の九十七・三」を「百分の九十七・六」に改める。

第二十条の見出しを「中小企業海外市場開拓準備金」に改め、同条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十二第一項中「昭和五十二年十一月三十一日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十二条の十一第一項及び第二項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に改める。

第四十三条第一項中「昭和五十二年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の十

「」を「百分の十六」、「百分の十」を「百分の十二」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十一年四月一日」に、「百分の十二」を「百分の十六」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に改め、同条第七項中「(大蔵省)証券その他の政令で定めるものを除く。」を「で政令で定めるもの」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第四十二条の三第二項中「(電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものを含む。)」を削る。

第四十三条第一項中「第十四号」を「第十二号」に改め、同項の表の第一号中「二分の二」を「三分の一」に改め、同表の第四号中「高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガス」を「石油コンビナート等災害防止法第一条第一号に規定する石油等」に改め、同表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同表の第十号中「第五十六条の七第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に改め、同項第一号中「以下この条」を「第五項」に、第六条の九第一項に規定する」を削り、同号を同表の第八号とし、同表中第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第四十五条の三第一項第一号、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項の表の第二号、第四十九条第一項及び第五十条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第五十三条第一項中「百分の九十七・三」を「百分の九十七・六」に、「百分の九十九・一」を「百分の九十九・二」に改める。

第五十四条の見出しを「(中小企業等海外市場開拓準備金)」に改め、同条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に、「こえる」に改め。

第五十六条の四第一項中「第十一号」を「第九号」に改める。

第五十六条の六第一項中「第十三号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の七第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に改め、同項第一号中「以下この条」を「第五項」に、「に相当する面積に当該施設計画に基づいて拡大造林をするものとした場合のその拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「の合計面積(その合計面積に〇・一ヘクタールに満たない端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。)に応じ一ヘクタール当たり三十六万円として計算した金額」に改め、同項第一号中「当該法人の行う拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「当該法人が森林法第十二条第二項に規定する森林施設に関する長期の方針に基づき拡大造林することとなる面積のうち政令で定めるものの二分の一に相当する面積の合計面積に応じ一ヘクタール当たり三十六万円として計算した金額」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第五十七条の三第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十七年三月三十一年」に改める。

第六十七条の四第一項中「又は国際間の協定」を「その他の国際約束」に改める。

第七十二条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「住宅用に供する家屋」を「住宅用の家屋」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

第七十三条第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の一」を千分の二に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の二」を「千分の二」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第七十四条中「昭和五十二年三月三十一年」を

を「超える」に改め、同条第七項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に、「取りくすした」を「取り崩した」に改め、同条第八項及び第十二項から第十四項までの規定中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に改める。

第五十六条の四第一項中「第十一号」を「第九号」に改める。

第五十六条の六第一項中「第十三号」を「第十一号」に改める。

第六十一条第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に改め、同項第一号中「以下この条」を「第五項」に、「三千五百六十円以上で、かつ、一千億円に満たない場合」控除対象留保金額を「三千五百六十円以上で、かつ、一千億円に満たない場合」に相当する金額に達するまでの金額三分の一を超える部分の金額四分の一を「三千五百六十円以上で、かつ、一千億円に満たない場合」に相当する金額に達するまでの金額三分の一に相当する金額に達する場合を乗じて計算した金額の合計額。

イ 一千億円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額から当該事業年度において留保した金額を控除したものをいう。(以下この号において「三分の一」控除対象額」という。)に相当する金額に達するまでの金額三分の一。

ロ 控除対象留保金額から三分の一控除対象額を控除した残額四分の一。

三 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が一億円以上である場合控除対象留保金額の四分の一に相当する金額。

四 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額の三分の一に相当する金額と当該控除対象留保金額から当該満たない部分の金額とし、同日における繰越利益積立金額が二千五百万円に満たない場合にあつては当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額と当該控除対象留保金額から当該満たない部分の金額を控除した残額の三分の一に相当する金額との合計額とする。」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額」に改め、同項第一号中「以下この条」を「第五項」に、「に相当する面積に当該施設計画に基づいて拡大造林をするものとした場合のその拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「の合計面積(その合計面積に〇・一ヘクタールに満たない端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。)に応じ一ヘクタール当たり三十六万円として計算した金額」に改め、同項第一号中「当該法人の行う拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「当該法人が森林法第十二条第二項に規定する森林施設に関する長期の方針に基づき拡大造林することとなる面積のうち政令で定めるものの二分の一に相当する面積の合計面積に応じ一ヘクタール当たり三十六万円として計算した金額」に改める。

五 「昭和五十四年三月三十一年」に、「万分の五」を「十万分の二十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

六 第六十二条第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「万分の五」を「十万分の二十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

七 第六十六条第一項第一号及び第六十六条の三第一項第一号中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に改める。

八 第六十六条の六中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「こえ」を「超える」に改める。

九 第六十七条の三第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十七年三月三十一年」に改める。

十 第六十七条の四第一項中「又は国際間の協定」を「その他の国際約束」に改める。

十一 第七十二条中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「住宅用の家屋」を「住宅用の家屋」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

十二 第七十三条第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の一」を千分の二に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の二」を「千分の二」に、「行なう」を「行なう」に改める。

十三 第七十四条中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の一」を千分の二に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の二」を「千分の二」に、「行なう」を「行なう」に改める。

十四 第七十五条第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の一」を千分の二に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の二」を「千分の二」に、「行なう」を「行なう」に改める。

十五 第七十六条第一項第一号中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

十六 第七十七条の三第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十七年三月三十一年」に改め、同条第二項中「又は国際間の協定」を「その他の国際約束」に改める。

十七 第七十二条中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に改め、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「住宅用の家屋」を「住宅用の家屋」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

十八 第七十三条第一項中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の一」を「千分の二」に、「行なう」を「行なう」に改める。

十九 第七十四条中「昭和五十二年三月三十一年」を「昭和五十四年三月三十一年」に、「千分の一」を「千分の二」に、「行なう」を「行なう」に改める。

「昭和五十四年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

第七十五条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第七十六条の二中「昭和五十二年十二月三十日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に改め

る。

第七十七条の二中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二中「行なう」を「行う」に、「昭

和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に改

める。

第七十八条の三第二項及び第七十八条の四中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第七十九条第一項中「昭和五十二年三月三十

一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「千分

の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十一条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第八十二条の二の見出し中「免税等」を「税率

の軽減」に改め、同条第一項中「登録免許税を免

除する」を「これらの登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税第九条の規定にかかわらず、千分の一とする」に改める。

第八十八条の四第一項中「昭和五十一年四月

一日以降」を「昭和五十三年四月一日以降」に、

「当該金額に当該各号に掲げる割合を乗じて算出した」を「当該各号に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで 二万円  
二 昭和五十三年四月一日から同年八月三十日まで 一万円

第八十八条の四第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改

め、同条第三項及び第四項を削る。

第八十八条の五を削る。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第一条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第十四条第一項中「四月三十日」を「四月三十日(同日が日曜日又は国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日)に当たるときは、翌年度の五月一日とし、」に、「まで」を「とする。」までに改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措

置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別

段の定めがあるものを除くほか、昭和五十二年

分以後の所得税について適用し、昭和五十二年

分以前の所得税について適用する。昭和五十二年

分以前の所得税については、なお従前の例によ

る。(利子)所得に関する経過措置)

第三条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を

受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三

第一項、第八条の四第一項及び第九条第一項に

規定する配当所得については、なお従前の例によ

る。

(配当)所得に関する経過措置)

第四条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を

受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三

第一項、第八条の四第一項及び第九条第一項に

規定する配当所得については、なお従前の例によ

る。

(個人の税額控除に関する経過措置)

第五条 新法第十条第一項に規定する個人のう

ち、情報処理振興事業協会等に関する法律(昭

和四十五年法律第九十号)第二条第三項に規定

する情報処理サービス業を営むものその他の政

令で定めるものが昭和五十二年分又は昭和五

三年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算

入される電子計算機による情報処理に関する高

度の技術の研修で政令で定めるものに係る費用

を支出する場合には、新法第十条第二項中「製

品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に

係る試験研究」とあるのは、「製品の製造又は技

術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究

(電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第五条に規定する政令で定めるものを含む。)として、同条の規定の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六条 新法第十一条第一項の表の第一号及び四号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、

よる。

前項の規定の適用を受ける利子所得に対する

新法第三条の三の規定の適用については、同条

第三項中「配当所得に係る所得税法第八百八十二

条又は第二百十三条规定する百分の二十の税率」とあるのは、「昭和五十二年改正法第一条の三の規定による改正前の租税特別措置法第八条の三



に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第十条に規定する政令で定めるものを含む。」として、同条の規定の例による。

## (法人の減価償却に関する経過措置)

## 第十二条 新法第四十三条第一項の表の第一号及

び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

2 法人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産(同号に規定する高圧ガスにより生ずる災害による人身の被害の防止に資するものに限る。)をその事業の用に供する場合については、同条の規定は、な

おその効力を有する。

3 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第七号の政令で定める期間内に取得又は製作された当該設備について、なお従前の例による。

4 法人が旧法第四十三条第一項の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるものを政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」とあるのは「昭和五十二年改正附則第十一条第四項に規定する政令で定める期間」とあるのは「昭和五十二年改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5 第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第四十五条から第四十七条まで、第十九条から第五十一条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。)」と、新法第四十五条の三第三項、第十四十六条第一項、第四十七条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)」と、新法第四十五条の二第六項において準用する場合を含む。)」とする。

6 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。  
(法人の準備金に関する経過措置)

7 第十二条 新法第五十三条第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度である場合を除く。以下次項までにおいて「改正事業年度」という。)において益金算入猶予額を有する場合における当該益金算入猶予額に係る旧法第五十三条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかるわらず、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入猶予額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して算出し

た金額(当該金額が当該各事業年度終了の日ににおける益金算入猶予残額(益金算入猶予額から同日までに第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度において

この項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を超える場合には、当該益金算入猶予残額に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する益金算入猶予額とは、旧法第五十三条第三項の規定により改正事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されることとなる同項に規定する価格変動準備金の金額(第一号において「直前年度末価格変動準備金の金額」という。)が改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額)をいう。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項に規定する法人が合併して合併法人に引き継がれたものを除く。)において合併法人に引き継がれたものと同一の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 新法第五十三条第一項に規定する法人が合併をした場合における第一項に規定する益金算入猶予額の処理その他同項の規定の適用に関する重要な事項は、政令で定める。

6 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた海外市場開拓準備金の金額について、なお従前の例による。この場合においては、当該直前年度末価格変動準備金の金額において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(直前年度末価格変動準備金の金額が当該合計額に満たない場合には、当該直前年度末価格変動準備金の金額

二 改正事業年度の直前の事業年度終了の日ににおいて旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(直前年度末価格変動準備金の金額が当該合計額に満たない場合には、当該直前年度末価格変動準備金の金額においては、同項に規定する法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合は、当該各号に掲げる金額に相当する金額においては、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。青色申告書による申告を取り消され、又

一一一一



青島 幸男君	市川 房枝君	中西 一郎君	安田 隆明君	鳩山威一郎君
峯山 昭範君	塙出 啓典君	久保田藤麿君	世耕 政隆君	江藤 智君
三治 重信君	阿部 審二君	林 滉君	小柳 勇君	戸叶 武君
原田 立君	栗原 房雄君	吉田 実君	栗原 俊夫君	吉田忠三郎君
上林繁次郎君	三木 忠雄君	鷗崎 均君	秦 豊君	山中 郁子君
栗林 卓司君	和田 春生君	内藤善三郎君	福間 知之君	内藤照美君
寺下 岩藏君	平井 卓志君	楠 正俊君	安永 英雄君	柏谷 照美君
木島 秀彦君	内田 善利君	土屋 義彦君	秦 豊君	小巻 敏雄君
矢追 秀彦君	田代富士男君	鍋島 直紹君	大谷藤之助君	佐々木靜子君
木島 則夫君	山内 一郎君	上原 正吉君	片岡 勝治君	山崎 竜男君
柳田桃太郎君	山本茂一郎君	青木 一男君	工藤 良平君	智君
二宮 文造君	白木義一郎君	小川 半次君	竹田 四郎君	鳩山威一郎君
小平 芳平君	向井 長年君	八木 一郎君	森 勝治君	安田 隆明君
木内 四郎君	後藤 正夫君	鉢木 亨弘君	前川 日君	久保 亘四郎君
坂元 親男君	高橋難之助君	今泉 正二君	立木 洋君	戸田 肇君
増田 盛君	河本嘉久藏君	河本嘉久藏君	森 勝治君	大庭 一彦君
堀内 優夫君	佐々木 满君	宮田 輝君	神谷 信之助君	大庭 一彦君
佐多 宗二君	望月 邦夫君	福岡日出麿君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
最上 進君	佐藤 信二君	夏日 忠雄君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
石破 二朗君	坂野 重信君	岡田 広君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
岩上 妙子君	井上 吉夫君	佐藤 信二君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
大鷹 淑子君	遠藤 要君	永野 嚴雄君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
細川 護熙君	中村 愛子君	齋藤 久興君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
原文兵衛君	橋本 登美君	中村 太郎君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
中村 稔二君	桧垣徳太郎君	高橋 邦雄君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
上條 勝久君	黒住 忠行君	中山 太郎君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
久次米健太郎君	和田 静夫君	和田 静夫君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
鈴木 省吾君	和田 静夫君	和田 静夫君	大庭 一彦君	大庭 一彦君
國務大臣				
内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	大蔵大臣	文部大臣
内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	大蔵大臣	海部大臣
法務大臣	外務大臣	大蔵大臣	文部大臣	海部大臣
福田 趙夫君	福田 一君	河田 賢治君	坊 秀男君	秀樹君
福田 趙夫君	福田 一君	須藤 五郎君	須藤 登君	登君
福田 趙夫君	河田 賢治君	大庭 大願君	大庭 大願君	大庭 大願君
福田 趙夫君	大庭 大願君	瀬谷 英行君	瀬谷 英行君	英行君
福田 趙夫君	大庭 大願君	小山 一平君	小山 一平君	一平君
福田 趙夫君	大庭 大願君	上田耕一郎君	上田耕一郎君	耕一郎君
福田 趙夫君	大庭 大願君	岩間 正男君	岩間 正男君	正男君
福田 趙夫君	大庭 大願君	松永 忠二君	松永 忠二君	忠二君
福田 趙夫君	大庭 大願君	渡辺 武君	渡辺 武君	武君
福田 趙夫君	大庭 大願君	田中寿美子君	田中寿美子君	壽美子君
福田 趙夫君	大庭 大願君	森 勝治君	森 勝治君	勝治君
福田 趙夫君	大庭 大願君	前川 日君	前川 日君	日君
福田 趙夫君	大庭 大願君	立木 洋君	立木 洋君	洋君
福田 趙夫君	大庭 大願君	森 勝治君	森 勝治君	勝治君
福田 趙夫君	大庭 大願君	竹田 四郎君	竹田 四郎君	四郎君
福田 趙夫君	大庭 大願君	小笠原貞子君	小笠原貞子君	貞子君
福田 趙夫君	大庭 大願君	橋本 敦君	橋本 敦君	敦君
福田 趙夫君	大庭 大願君	川村 清一君	川村 清一君	清一君
福田 趙夫君	大庭 大願君	野々山 三君	野々山 三君	三君
福田 趙夫君	大庭 大願君	塙田 大願君	塙田 大願君	大願君
福田 趙夫君	大庭 大願君	須藤 五郎君	須藤 五郎君	五郎君
福田 趙夫君	大庭 大願君	阿具根 登君	阿具根 登君	登君
福田 趙夫君	大庭 大願君	河田 賢治君	河田 賢治君	賢治君

厚生大臣	渡辺美智雄君	太田淳夫	第一班
農林大臣	鈴木善幸君	中山太郎	吉田実
通商産業大臣	田中龍夫君	森下泰	青木薪次
運輸大臣	田村元君	柏谷照美	矢原秀男
郵政大臣	小宮山重四郎君	小巻敏雄	三治重信
労働大臣	石田博英君	坂野重信	園田清充
建設大臣	長谷川四郎君	小柳勇	予算委員長 小川半次
國務大臣	同	星野輝	第一班
自治大臣	同	工藤良平	昭和五十二年三月十九日
(國家公安委員会長官) 労働大臣	同	桑名義治	二、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
会議長	同	星野力	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
北海道開発庁長官	同	星野輝	第一班
沖縄開発庁長官	同	工藤良平	昭和五十二年三月十九日
國務大臣	同	桑名義治	二、開会の日 昭和五十二年三月三十日
行政管理庁長官	同	星野輝	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
國務大臣	同	星野輝	第一班
防衛庁長官	同	星野輝	昭和五十二年三月十九日
國務大臣	同	星野輝	二、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
経済企画庁長官	同	星野輝	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
國務大臣	同	星野輝	第一班
科学技術庁長官	同	星野輝	昭和五十二年三月十九日
國務大臣	同	星野輝	二、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
環境庁長官	同	星野輝	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
國土庁長官	同	星野輝	第一班
宇野宗佑君	同	星野輝	昭和五十二年三月十九日
石原慎太郎君	同	星野輝	二、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
田澤吉郎君	同	星野輝	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
政府委員	同	星野輝	第一班
内閣官房副長官	塩川正十郎君	星野輝	昭和五十二年三月十九日
第一班 小川半次 内藤功	同	星野輝	二、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
安孫子藤吉 夏目忠雄	同	星野輝	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
川村清一 対馬孝且	同	星野輝	第一班
一、派遣委員	同	星野輝	昭和五十二年三月十九日
同日議長は、左の委員派遣承認要求書を承認した。 同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。 同日議長は、左の委員派遣承認要求書を承認した。	同日議長は、左の公聽会開会承認要求書を承認した。 同日議長は、左の公聽会開会承認要求書を承認した。	同日本院は、土地鑑定委員会委員に曾田忠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央更生保護審査会委員に笠松章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本銀行政策委員会委員に梶浦英夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に内藤良平君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	一、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
一、費用概算一、一四三、四〇〇円	右の通り議決した。よつて參議院規則第百八十一条の二により承認を求める。	同日本院は、日本銀行政策委員会委員に佐々木敬一君、竹田弘太郎君、眞藤恒君、藤本一郎君、森本修君、松沢卓二君、角本良平君及び片岡文重君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
予算委員長 小川半次	同	同	第一班
参議院議長 河野謙三殿	同	同	昭和五十二年三月十九日
公聽会開会承認要求書	同	同	二、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
一、議案の名称	同	同	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
昭和五十二年度一般会計予算	同	同	第一班
昭和五十二年度政府関係機関予算	同	同	昭和五十二年三月十九日
内閣委員	同	同	二、公聽会の問題 昭和五十二年度総予算について
法務委員	同	同	右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求める。
世耕政隆君	同	同	第一班
斎藤十朗君	同	同	昭和五十二年三月十九日



建設委員	同	安武 洋子君	岩間 正男君	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決
予算委員	同	望月 邦夫君	森下 泰君	報告書
予算委員	同	八木 一郎君	星野 力君	運輸省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
予算委員	同	森下 泰君	小巻 敏雄君	農用地開発公団法の一部を改正する法律案可決報告書
議院運営委員	同	星野 力君	星野 力君	治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案可決報告書
議院運営委員	同	小巻 敏雄君	星野 力君	決報告書
議院運営委員	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の辞任を許可した。	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
地方行政委員	同	林田悠紀夫君	林田悠紀夫君	ロッキード問題に関する調査特別委員会
法務委員	同	和田 静夫君	和田 静夫君	神谷信之助君
法務委員	同	中村 太郎君	中村 太郎君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
大藏委員	同	佐藤 信二君	坂元 親男君	中小企業省設置法案(新井彬之君外一名提出)
大藏委員	同	初村淹一郎君	坂元 親男君	内閣委員会に付託
大藏委員	同	望月 邦夫君	坂元 親男君	犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出)
大藏委員	同	坂元 親男君	坂元 親男君	刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出)
農林水産委員	同	山崎 昇君	山崎 昇君	印紙税法の一部を改正する法律案可決報告書
農林水産委員	同	安武 洋子君	安武 洋子君	登録免許税法の一部を改正する法律案可決報告書
農林水産委員	同	藤川 一秋君	藤川 一秋君	関税暫定措置法の一部を改正する法律案可決報告書
商工委員	同	嶋崎 均君	嶋崎 均君	告書
商工委員	同	片山 正英君	片山 正英君	同日議員から左の質問主意書が提出された。
運輸委員	同	塙見 優二君	塙見 優二君	沖縄県における米軍の油送パイプラインの撤去等に関する質問主意書(高屋武眞榮君提出)
建設委員	同	町村 金五君	町村 金五君	去る二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
建設委員	同	近藤 忠孝君	近藤 忠孝君	同日議員から左の質問主意書が提出された。
建設委員	同	岩動 道行君	岩動 道行君	片山 正英君
建設委員	同	佐藤 信二君	佐藤 信二君	塙見 優二君
建設委員	同	坂元 親男君	坂元 親男君	塙見 優二君
建設委員	同	初村淹一郎君	初村淹一郎君	町村 金五君
建設委員	同	望月 邦夫君	望月 邦夫君	藤川 一秋君
建設委員	同	宮田 輝君	宮田 輝君	嶋崎 均君
建設委員	同	上田耕一郎君	上田耕一郎君	近藤 忠孝君
予算委員	同	同日委員長から左の報告書が提出された。	同日委員長から左の報告書が提出された。	同日委員長から左の報告書が提出された。

農林水産委員	坂元 親男君	地方行政委員会に付託	組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一 部を改正する法律案 地方行政委員会に付託	予算委員	熊谷太三郎君
同	初村清一郎君	証人等の被害についての給付に関する法律の一 部を改正する法律案 法務委員会に付託	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	同	戸田 菊雄君
同	宮田 輝君	所得税法の一部を改正する法律案	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する 不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律 案	同	片山 基市君
同	後藤 正夫君	租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案	運輸委員会に付託	矢原 秀男君	安武 洋子君
商工委員	林田悠紀夫君	商工委員	農林水産委員会に付託	同	佐藤 信二君
同	中村 太郎君	運輸委員	大蔵委員会に付託	同	佐藤 信二君
同	佐藤 信二君	建設委員	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の一部を改正する法律案	同	安武 洋子君
予算委員	望月 邦夫君	予算委員	の公務災害補償に関する法律の一部を改正する 法律案	同	野田 哲君
同	戸塚 進也君	建設委員	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託	同	片山 基市君
同	安武 洋子君	予算委員	した。	同	安武 洋子君
議院運営委員	矢野 登君	議院運営委員	法人税法の一部を改正する法律案(坂口力君外 四名提出)	同	原 文兵衛君
同	安武 洋子君	議院運営委員	租税特別措置法の一部を改正する法律案(坂口 力君外四名提出)	同	目黒 朝次郎君
同	片山 基市君	議院運営委員	土地増税法案(片山喜一君外九名提出)	同	工藤 良平君
同	安武 洋子君	議院運営委員	同日委員長から左の報告書が提出された。	同	阿部 憲一君
法務委員会に付託	安武 洋子君	法務委員会に付託	漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整 備計画の変更について承認を求めるの件	同	上田耕一郎君
法務委員会に付託	矢野 登君	法務委員会に付託	同日議員から左の議案が提出された。よつて議長 は即日これを法務委員会に付託した。	同	同
法務委員会に付託	安武 洋子君外 一名発議)	法務委員会に付託	民法の一部を改正する法律案(佐々木静子君外 四名提出)	同	同
法務委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつ て議長は即日これを委員会に付託した。	法務委員会に付託	漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整 備計画の変更について承認を求めるの件	同	同
法務委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。	法務委員会に付託	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案	同	同
法務委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。	法務委員会に付託	農林水産委員会に付託	同	同
法務委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。	法務委員会に付託	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同	同
法務委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。	法務委員会に付託	通方法変更等に関する質問に対する答弁書	同	同
法務委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。	法務委員会に付託	去る二十八日議長において、左の常任委員の辞任 を許可した。	同	同
社会労働委員	大蔵委員	社会労働委員	同日左の質問主意書を内閣に転送した。	同	同
農林水産委員	細川 譲熙君	農林水産委員	沖縄県における米軍の油送パイプラインの撤去 等に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	同	同
同	片山 基市君	同	去る二十八日議長において、左の常任委員の辞任 を許可した。	同	同
後藤 正夫君	宮田 輝君	同	坂田十一郎君	同	同

官 報 (号 外)



同日人事院總裁から、國家公務員法第百三十二条第九項の規定に基づく昭和五十一年の營利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和五十二年度一般会計暫定予算、昭和五十二

年度特別会計暫定予算及び昭和五十二年度政府

関係機関暫定予算可決報告書

地方税法の一部を改正する法律案可決報告書

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

を求める件議決報告書

所得税法の一部を改正する法律案可決報告書

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

新東京国際空港公団の本格石油パイプライン

千葉市内部分のルート選定経緯に関する質問

主意書

右の質問主意書を国会法第七十七条によつて提

出する。

昭和五十二年二月二十二日

### 加瀬 完

参議院議長 河野 謙三殿

川河底の土質工学的特性を示す調査報告書について、一切の答弁を回避されたことは理解に苦しむ。答弁回避の理由を明らかにするとともに、再度答弁を求める。

5 PEC社について、設立年月日、所在、資本額、役員数、筆頭株主とその持株比率、常勤の従業員数および常勤の技術者数(正社員)を明らかにされたい。

6 公団が、本件設計発注に際して行つた入札号答弁書にもとづき、再質問する。

一 新東京国際空港公団(以下公団といふ)がペイ

プラインエンジニアリング株式会社(以下PE

C社といふ)に発注した「航空機給油施設比較設

計作業」(以下本件設計といふ)の履行期限昭和

五十二年一月五日はすでにすぎた。

2 公団は、PEC社から本件設計の報告書を

受けとつてゐるか。受けとつていればその期

日を明らかにされたい。

3 現在においても、右埋設物がない場所は、

の公告日および応札会社名のすべてを明ら

かにされたい。

二 昭和四十六年九月に行われた説明会の当時、

千葉市高州・真砂地区は埋立造成中であり、高

浜・磯江地区は海であつた。同年九月八日の右

説明会において、公団施設部長は千葉市内ル

ートの稻毛海岸道路敷部分について、「このル

ートを選んだのは、来年春完成が至上命令で、そ

れまでに埋立てが終らないからである。金の問

題ではなく時間の問題である」と述べたとされ

ている。このような趣旨の説明を行つた事実に

相違はないか。

3 公団もしくは運輸省は、右報告書の内容を

千葉県または千葉市に提示したか。

4 右報告書作成に際して参考とされた、花見

ルートの選定理由として、昭和四十七年六月三

十日付仮処分答弁書において「著しい障害となるような既設の埋設物がない」という理由のみをあげている。

1 著しい障害となるような既設の埋設物とはなにか。いくつかを具体的に例示されたい。

2 右埋設物がない場所として、現在違法なパ

イブラインが埋設されている場所以外にないことを、公団は當時確認していたのか。

3 現在においても、右埋設物がない場所は、

現在の既設部分に限られるか。

4 航空燃料暫定貨車輸送の千葉ルートについて

は、総武線のいずれの場所で折り返しをするか、現地では臆測が乱れどんしている。

5 昭和五十二年一月三十日付毎日新聞は幕張駅

で折り返すことを報じているが、折り返し点を

明らかにされたい。

6 右質問する。

昭和五十二年三月十八日

内閣総理大臣 桶田 起夫

参議院議員加瀬完君提出新東京国際空港公団の

本格石油パイプライン千葉市内部分のルート選

定経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

株主数及び持株比率 四名。各二十五パーセント

い。

参議院議員加瀬元君提出新東京国際空港公

团の本格石油パイプライン千葉市内部分のルート選定経緯に関する質問に対する答弁

6 本件契約は昭和五十一年七月九日に随意契約によつてなされたものであると承知してい

本土・沖縄間の航空路運賃の低減等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年二月二十五日

喜屋武真榮

1から4まで 御質問の「航空機給油施設(千葉市内パイプライン)比較設計作業」の履行期限について

1 一二について  
御指摘の発言があつたかどうかについては、確認できていない。

参議院議長 河野 謙三殿

喜屋武真榮

1から4まで 御質問の「航空機給油施設(千葉市内パイプライン)比較設計作業」の履行期限について

2 一二について  
御指摘の発言があつたかどうかについては、確認できていない。

参議院議長 河野 謙三殿

喜屋武真榮

## 号外 (号)

5 パイプラインエンジニアリング株式会社の概要は、次のとおりと承知している。

設立年月日 昭和四十五年一月二十八日  
所在地 東京都千代田区永田町一丁目十一番八号  
資本金 一千萬円  
役員数 六名

御指摘の航空燃料暫定貨車輸送の千葉ルートについて、千葉市内ルートについては、総武線のいずれの場所で折返しす

るかについて、まだ結論を得るに至つていな

るが、本土・沖縄間の航空運賃は、台湾・

グアム・ハワイ等の国際線と比較して、割高になつてゐる。これでは、生活路線としてもまた、観光産業振興にとつても妥当でないと思われる。

そこで、以下の点について政府のご見解を伺いたい。

一 本土・沖縄間の現行航空運賃の大額な低減措置を講ずるため、通行税・航空機燃料税の减免措置を講ずる考えはないか。

二 現行行われている五日間の短期往復割引運賃の適用期間を、七日間以上に延長させる考えはないか。

三 沖縄県の観光振興を図るために、新たに団体包括割引運賃制度の採用が検討されているときくが、その内容及び実施期日を明らかにされたい。なおその際、団体包括割引運賃の対象となる団体を五名以上とし、家族旅行が廉価できるよう配慮される用意があるか。

なお、千葉市内ルートについては、公団において、再検討を行つており、まだ結論を得るに至つていない。

5 パイプラインエンジニアリング株式会社の概要は、次のとおりと承知している。

設立年月日 昭和四十五年一月二十八日  
所在地 東京都千代田区永田町一丁目十一番八号  
資本金 一千萬円  
役員数 六名

御指摘の航空燃料暫定貨車輸送の千葉ルートについて、総武線のいずれの場所で折返しす

るかについて、まだ結論を得るに至つていな

るが、本土・沖縄間の航空運賃は、台湾・

昭和五十二年三月十八日

内閣総理大臣 福田 越夫

参議院議員喜屋武真榮君提出本土・沖縄間の航

空路運賃の低減等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高屋武真榮君提出本土・沖縄間の航空路運賃の低減等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

本土・沖縄間の航空運賃の低減措置については、地元から再三にわたって要望がなされいるところであり、政府としては、関係航空会社に対しこの要望を伝え検討を依頼するとともに割引運賃制度を含めた検討を行つてきたところであるが、団体包括旅行割引運賃の導入については、日本航空株式会社及び全日本空輸株式会社から、昭和五十二年三月四日付けで、二十五名以上の団体旅行に適用する割引率二十五ペーセントの団体包括旅行割引運賃を同年四月一日から設定したい旨の申請がなされているところである。この団体包括旅行割引運賃は、航空会社又は航空会社の代理店が企画販売する宿泊、観光等のサービスを含む団体包括旅行に適用されることとなつており、個人又は家族で旅行する場合にも団体に参加することにより割引運賃

を利用することができるものとなつてゐる。政府としては、この割引運賃の設定が本土・沖縄間の航空旅客需要を喚起し沖縄県の觀光振興に寄与するとも考えられるので、検討のうえ、早期に結論を出すこととしている。また、現行の往復割引運賃の適用期間の延長については、な

お検討を続けていきたい。

なお、航空機燃料税及び通行税は、すべての国内路線に一律に課税されているところであり、特定の路線について減免措置を講ずることは考えられない。

沖縄県における交通方法変更等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年三月五日

喜屋武真榮

参議院議長 河野 謙二殿

沖縄県における交通方法変更等に関する質問主意書

沖縄県における現行の交通方法は、国際的にもほとんどの国々と同様であり、しかも戦後三十年間にわかつて行われて来ており、今では沖縄県の生活に定着している。しかるに、道路交通に関する条約第九条第一項（一国内一交通方法の実施）に基づき、昭和五十三年七月末を目途に、現行の交通方法が変更されたことになつた。しかし、これはこれらの不安要素が多く県民生活の混乱は必至である。したがつて実施時期については、これらの人不安要素の解決が前提であり、また県民の合意がなければ、延期をすべきものと考えられる。

ところで県民生活に混乱を招かないようにするためには、國による慎重かつ適切な対策が必要である。ところであつては、これらの不安要素の解決が前提であり、また県民の合意がなければ、延期をすべきものと考えられる。

交通の実施については、大量公共交通機関の整備を含めて、沖縄県における総合的な交通体系の整備をいそぐ必要があるが、現在検討されている計画の内容等を示されたい。

三 沖縄県における交通事情の抜本的な改善を図るため、大量公共交通機関の整備を含めて、沖縄県における総合的な交通体系の整備をいそぐ必要があるが、現在検討されている計画の内容等を示されたい。

一に述べたと同様の理由により、交通方法の変更に伴つて生ずる損失、たとえば、

(1) 交通混亂により発生する時間的ロスに伴う経済的損失

(2) 代替バス購入費並びに改造費

(3) 代替タクシー購入費並びに新規購入車の購入資金特別融資

(4) 前照灯付替費

(5) 代替バス購入費並びに改造費

(6) 自動車教習所が負担する変更に伴う諸費用

(7) 野立広告その他の設備の変更に要する費用

用

などは、国で補償すべきものと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、交通変更に伴つて発生する有形無形の損失で補償の対象にならないものについても、何等かの政策的配慮が必要であると考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。

五 沖縄県民の生命、財産を守り、安全円滑に交通方法変更を実施するためには、大規模な広報・教育が不可欠である。それについての政府の施策を示されたい。

六 沖縄県における交通方法の変更については、関係する行政機関が多機関にわたつており、政府は昭和四十八年に総理府総務長官を本部長とする沖縄県交通方法変更対策本部を設置し、各省庁の施策の総合調整にあたつているが、その機能を十分に果すためには、沖縄に現地機関を設置し、現地の窓口機関とする必要がある。これについての政府の見解を伺いたい。

右質問する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県における交通方法変更等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県における交通方法変更等に関する質問に対する答弁書

#### 弁書

#### 一について

沖縄県交通方法変更については、昭和五十年六月二十四日閣議決定「沖縄県における交通方法変更の実施時期について」に基づき、昭和五十三年七月末を目途に準備を進めることとしており、交通方法変更のため必要な交通安全施設等の変更事業、県民等に対する広報及び安全教育等に要する経費について、全額国において措置することとしている。

沖縄県交通方法変更については、昭和五十年六月二十四日閣議決定「沖縄県における交通方法変更の実施時期について」に基づき、昭和五十三年七月末を目途に準備を進めることとしており、交通方法変更のため必要な交通安全

施設等の変更事業、県民等に対する広報及び安全教育等に要する経費について、全額国において措置することとしている。

三について  
講習会の実施により、その充実を期することとしている。

市、沖縄県及び沖縄開発庁が、沖縄自動車道に關して日本道路公団が各々所要の調査を行つている。

離島については、各島の有する特性、観光を含めた離島振興開発に伴う将来の各島間の交通

需要の動向に対応するため、交通機関の特性に相応した輸送量分担、ネットワークの在り方等について、沖縄開発庁において現在調査を行つ

てあるところである。

昭和五十二年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 西村 英一

交通安全施設等の整備については、昭和五十二年度に発足した第二次交通安全施設等整備事業五箇年計画に基づき、計画的な整備に努めて

いきたい。  
交通安全教育については、交通方法の変更に備えて一段とその充実を図る必要があり、このため、歩行者、自動車運転者等に対する正しい交通方法の一層の徹底を図ることとしており、特に児童、生徒等に対する安全教育については、学校の教員を対象とした指導資料の作成や

講習会の実施により、その充実を期することとしている。

昭和五十二年度においては、営業用バスの代替及び車両の前照灯の付替えに要する経費について所要の補助及び財政融資を行うこととしている。

昭和五十二年度においては、営業用バスの代替及び車両の前照灯の付替えに要する経費につ

いて所要の補助及び財政融資を行うこととしている。

沖縄県民が新しい交通方法に自信を持ち、変更に安心して対応し、事故や混亂を防止するためには、できるだけ早い時期から広報、教育を徹底して実施する必要がある。

このため、政府においては沖縄県及び市町村の関係機関、団体と十分協議しながら、民間の指導者の協力も得て、幼児・老人・身体障害者、学校在学者、歩行者・自動車運転者等それ

四について

交通方法の変更は、日常の生活様式そのものの改変であり、県民個々にはそれぞれの立場で利害得失のあることは言うまでもなく、このために經濟的不利益を被つたと称するそのすべてについて救済策を講ずる訳にはゆかないと考えられるが、沖縄県の交通方法の変更は、復帰処理の一環であること等の事情を考慮して、必要なものについては適切な措置をとつていただきたいと考えている。

利害得失のあることは言うまでもなく、このた

めに經濟的不利益を被つたと称するそのすべてについて救済策を講ずる訳にはゆかないと考

その対象に即したきめ細かい広報、教育の展開に努めていきたい。

沖縄県の交通方法の変更については、関係省  
府間の緊密な連絡を確保し、その円滑な実施の  
推進を期するため、総理府に沖縄県交通方法變  
更対策本部を置き、各省庁の施策及び事務の調  
整を図つてゐる。

現地におけるより具体的な問題の検討、施策の推進のためには、沖縄総合事務局、沖縄県、県警察、県教育庁等の代表をもつて構成する連絡会議を設けることとし、中央との連絡を密にするため、この会議に総理府の担当官を参加させることといたしたい。

府の明確でないのも、関係省庁間の調整を要するもの、その他現地の連絡会議で扱い得ないものについては、交通方法変更対策本部においてその処理方策を検討することいたしたい。

昭和五十二年三月三十一日〔參議院會議錄第八号〕

明治二十九年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定一  
一部三三三〇円

発行所

大藏省印刷局  
東京都港区赤坂見附二番地  
郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二 四四一 (大代)